

昭和58年12月21日（水）

昭和59年3月2日（金）

昭和52～54年の銀行局行政

商工組合中央金庫副理事長

元 銀行局長

徳田博美氏

出席者

元銀行局長
財政史顧問

徳田博美
舟山正吉

目 次

昭和52～54年の銀行局行政(1)

1. はじめに	4
2. 預貸率指導の意味	4
3. 小型店舗	5
4. 普通預金の自動振替制と個人小切手制	5
5. 手数料の見直し	7
6. 虎ノ門金利、歩積・両建預金	7
7. マル優制度	9
8. 金融制度調査会—長銀の存在理由—	12
9. 中期金融という概念	13
10. 預金保険	14
11. 合併と海外店舗	14
12. 金融効率化路線の危機	15
13. 不動産融資の抑制	18
14. 公定歩合引上げの遅れ	18
15. アメリカ保険会社の日本進出	19
16. 保険審議会の答申とC Tの導入	20
17. ワリコク騒動	22
18. 安宅産業の問題	23
19. 金融問題研究会	24
20. 手数料の料率改定	25
21. 進学ローン	25
22. 永大産業の倒産と佐世保重工問題	27

昭和52年～54年の銀行局行政(2)

1. 佐世保重工問題（追補）	29
2. 関西相互銀行問題	30
3. 国債価格変動引当金制度	34

4. サラ金向け融資について.....	34
5. 譲渡性預金（CD）について.....	35
6. 大光相互銀行問題.....	37
7. 複利預金の構想.....	42
8. 地震保険.....	45
9. 実現を見なかった貸金業規制法.....	46
10. 大光相互銀行問題と相互銀行のあり方.....	46
11. 公共債の窓販・ディーリングについて.....	49
12. 国際化と金融行政.....	50

昭和52～54年の銀行局行政(1)

1. はじめに

徳田 では、いろいろご質問にお答えするという形も含めて申し上げたいと思います。

いままでの銀行行政に関する事柄については、週刊『東洋経済』の「金融と銀行」(54年10月19日付)の雑誌の中に、「わが銀行行政16年」(末尾掲載)という形で骨子が載っていますし、それから、日本列島出版から出た『戦後財政金融政策外史』上巻(昭和58年8月発行)ですが、これもほぼ同じような事柄について、若干時点が違いますけれども、書いてありますので、むしろ大もとになる骨子はそれを御参照いただければよろしいんじゃないかと思うんです。ただ、しかし、ここに載せたことは、どこまでもやはり公表して差し支えない事柄を主体にしているわけですから、したがって、時間的な関係もありますし、これに載っていたことをここでさらに重複して述べることは避けまして、これを御参照いただくということで、むしろこれには公表のできなかったような事柄を中心にここで申し上げていきたいと思います。

特に、この『東洋経済』に載った対談については、かなり時系列的に大きな問題、主要な問題がそこで触れられているわけです。ですから、主としてこの「わが銀行行政16年」という記事を中心にコメントをしていくという形にしていきたいと思います。

2. 預貸率指導の意味

徳田 それで、これを中心に申し上げていく形になると思いますけれども、この中で、少し古いことになりますが、時系列的にコメントしていきますと、ここに昭和33年に預貸率指導の問題、小型店舗の創設、お買物預金問題ということを取り上げています。

実は預貸率指導というのは、銀行局としてはいままでどちらかというと、銀行の経営問題としての預貸率、つまり個別の銀行のミクロ的な観点、経営の安全性、預金者保護という見地から預貸率という指導を行っていたわけですが、32、33年ごろの景気過熱問題や、それに対する金融政策の有効性の問題をめぐって、日本銀行だけに窓口指導的なものをゆだねていたのでは必ずしも十分ではないんじゃないか、銀行局としてもやはりマクロ経済に対する金融政策として、別の形で金融面から極力かん

でおく必要があるんじゃないかと考えました。それから、ある意味では、当時は日銀の窓口指導というのは非常に幅広く行われて、個々の重要な商社に対する貸出しその他についての明細まで指導の対象にしていた。

そこでそういう形で、金融政策についての実態的な面をすべて日銀に任せていいのかということもありまして、預貸率指導という形で、都市銀行を毎月銀行局に呼びまして、それで貸出しの実態をこちらもヒアリングをすることにしました。それから、預貸率、特にそのときには限界預貸率という概念を初めて銀行局がとり上げたわけです。これは、後で学者なんかはかなり高く評価されたんですけども、限界預貸率というのは、言わばフローにおける預貸率概念ですね。これを持ち込んで、その限界預貸率を指導するという形で、銀行の貸出しビヘービアの規制を金融政策、景気政策の面からやるということが、実は預貸率指導の背後にあったわけですね。ですから、そういう意味では、従来の銀行行政を一步踏み込んで、景気政策、金融政策を銀行局でやるということがここにあった。これは一つのユニークなことではなかったかと思いますね。

3. 小型店舗

徳田 それから、当時はまだまだ日本経済自体が戦後の回復過程だったわけで、銀行だけがいち早く1等地に立派な店舗をつくるということで、いろいろ非難もされていたわけです。これについても、何らかの行政として手を打つべきではないかということで、いままでの大艦巨砲主義に対する小型店舗主義という考え方を打ち出しました。これは、都銀の店舗が大艦巨砲になるのは、毎年認可数が少ないことも原因となっているので、預金者利便を考えて、認可数をふやすと同時に、他面、人数、規模を規制してデラックスという批判にも応えることにしたわけです。そういう意味では、銀行に対する社会的な批判に対して何らかの形でこれを規制していきたいというねらいが、小型店舗の背景にはあったと思うんです。

4. 普通預金の自動振替制と個人小切手制

徳田 それから、もう一つ、普通預金を主体とした新種預金の問題がそのときに出てき

たわけです。これについてはまた一つ問題がありまして、当時日本経済がだんだん、もはや戦後ではないということになって、戦後の回復過程、正常化過程にあったわけですね。そこで、実は銀行局として、アメリカにならって個人当座の普及を考えたいと思ったわけです。これは、かたがた金融機関にとっても流動性預金、つまりコストの低い流動性預金というものが増えることにもなるし、また、決済機能というのが将来金融機関にとって大きな機能になるわけですから、そういうことを見直して、個人当座、個人小切手を普及することをかなり研究し始めたわけです。

ところが、当時「お買物預金」というような動きが都市銀行の中に出てきたわけですね。このお買物預金というのは、実は、言わばいかにも個人の利便を考えたようでありながら、実は定期預金を増やすのがねらいであって、つまり余り純粋な動機ではなかったわけです。したがって、最初のうちは一般消費者もこの買物預金騒動に踊らされていたけれども、やがて銀行のそういう本音が見透かされて、間もなくぼしょってしまったわけです。ただ、その過程で、実を言うと、三井銀行が自動振替制度を普通預金に導入したんです。これは、非常に残念なんです、少なくとも私は個人当座を進めようと思ってたんだけど、そういう間隙を縫って、正式に銀行課の了解をとらないでそういう既成事実がいつの間にかつくられてしまったわけですね。そこで、普通預金を通じて決済機能を持つという制度ができてしまったものですから、これによって、日本で個人当座、個人小切手が発達する芽はここで完全に断ち切られたわけですね。

ですから、ある意味では、これは三井銀行のフライングです。つまり、これが正面からこういうことがいいかどうかを議論されていたとしたなら、当然個人当座と絡めてそれは当座勘定でやるべきだという議論になったと思うんです。ところが、三井銀行の言わばフライングによって普通預金に決済機能が与えられちゃって、それが一斉に各銀行に広がったものですから、もうこれはとめることができなくなり、この時点で日本における個人当座、個人小切手の普及は言わば頓死してしまったというふうに考えていいと思います。

実は、それが、その後いろいろな問題に尾をひいていまして、要するに、普通預金という金利をつけた口座でコストのかかる決済機能を、しかも無料でやるということについては、非常に問題がその後残ってきたわけですね。これについては、その後社会党の堀先生も、決済機能を持たせた、つまり自動振替とか給与振込の機能を持った

普通預金については、特別普通預金として一般の普通預金よりも金利が低くてもいいんじゃないかと言われました。そういう普通預金口座をつくるべきじゃないかということを銀行局も考えたし、堀昌雄先生も考えておられたわけです。ただ、これは一つの方向であったとは思いますが、いずれにしてもその後、どんどん自動振替、給与振込が進んでしまったものですから、その中でこの考え方は消えてしまいました。最近になってNOW口座がアメリカにできるということで、アメリカ自体が今度は逆の方向にいつてしまいました。したがって、この問題は一つの歴史の波の中でのみ込まれて消えてしまったということだったと思いますね。

5. 手数料の見直し

徳田 ただ、当時から、銀行というのは将来単なる貸出し業務だけでなく、受益者負担という見地から手数料収入というものをもっと重視すべきだという思想を、私は持っていたわけで、その意味で、個人小切手を普及したかったわけです。また、いまになって、アメリカでもようやく手数料の重大さということに気がついて、金利自由化と同時に、今度は手数料というものを非常に大きな問題として取り上げてきています。ですから、そういう、歴史というのはやっぱりぐるぐるいろんなふうに回ってくるもんだという感じがします。

6. 虎ノ門金利、歩積・両建預金

徳田 それから、ここに書いてあるように、36年に虎ノ門金利の整理問題というのがあります。これは当時故高橋俊英氏の銀行局長時代に、虎ノ門金利と歩積み両建ての問題が取り上げられたわけです。虎ノ門金利というのは、共済組合が特利の主体であって、したがって、特利を征伐するためには、まず主計局の共済課との折衝が一番大きな問題だったわけで、なかなか肝心の共済、つまり役所の方の了解を得るのがむずかしくて、非常に難航したという経緯があります。いずれにしても、特利の温床である虎ノ門預金というのが高橋局長の手によって完全に整理され、そこで、各銀行における虎ノ門支店長の地位が大幅に低下したという事実が記録に残っていますね。

それから、歩積み両建ての問題、これは当時民社党の春日一幸先生あたりが国会で

非常に大きく取り上げて、これも高橋局長のときに歩積み両建ての整理が始まったわけです。ただ、しかし率直に言って、当時金融は非常にまだまだ逼迫していた時代です。したがって、金利規制というのはわりに厳しかった時代なわけです。そうしますと、今度は、非常に資産内容の悪いあるいは小口の、コストのかかる貸出し先に対しても、あるいは逆に資産内容の非常によい大口の貸出し先に対しても全く同じ金利であるということ自体が、実は金融の原則から言ってきわめて不自然なことであったわけです。その不自然なところを埋めていたのが、実は歩積み両建てという形での実質金利であったわけです。したがって、当時の歩積み両建てというのは、単に弱者と強者との関係でできたものじゃなくて、むしろ戦後のそういう規制金利という不自然な金利規制と経済の実態とのギャップを埋める潤滑油として、むしろ有効に機能していた面があったと思うんです。逆に言えば、当時はそれだけ歩積み両建てがあることによって金融機関の経理が成り立っていたわけですね。ということは、歩積み両建てを完全になくせば実質金利は大幅に低落して、金融機関は途端に赤字に転落するでしょうし、預金金利も払えなくなるという状態になるわけです。ですから、実はその歩積み両建て問題というのは、表面で言われるほど簡単なものではなかったわけです。

したがって、歩積み両建て問題をわれわれが処理するときの一番の苦心は、何と言いますか、いかに名を立てて実を残すかということにあったのです。つまり、経済原則として当然歩積み両建てというのは存在しなければならない必然性があったわけですね。アメリカなんかでは、当時からいわゆるコンペンセーティング・アカウントという形で、名目金利を高くするか、あるいはコンペンセーティング・アカウントで名目金利を低くして歩積みをとるか、どちらかを債務者に選択させていたわけです。日本の場合には、その選択が許されないのです。名目金利が低いままでこれで経営しろと言っても、それは全く経営の実態に合わないわけです。もちろん金融機関が債務者の弱味につけ込んで不当の利益を得ていること、このこと自体は好ましくはないわけですが。しかし、逆にそれによって金融機関が大きな利益を得ていたかという点と決してそうではなかったわけで、まあまあ金利、ある意味では株式会社としてノーマルな利益であったのです。

それから、内部保留という点から言えば、大きな銀行に対する指導基準の一つとしては、やはり自己資本比率10%という指導ラインがあったわけですね。これはやっぱり預金者保護の観点から言っても非常に大事なことなんです。戦後まだ資本蓄積が不

十分であったこともあって、内部留保率は非常に貧しい形でしかなかったわけですね。また、銀行の配当についても、当時からかなり厳しい規制があって、社外流出が抑えられていたということを合わせて考えれば、金融機関は決して当時ざぶざぶもうけてもうけ過ぎと言われる状態であったんじゃないくて、むしろ収益を増やして内部留保を積んでもらわなくては金融機関として健全ではないと言われるような状態にあったわけですね。そういうことも合わせて考えますと、まあ歩積み両建てを一概にすべて悪だと割り切ることはできなかったと思うんですね。

したがって、当時の銀行局の苦心というのは、いかにして国会の歩積み両建てに対する厳しい批判に表向きは応えて、しかも、金融、銀行経営の健全性を維持するようにするか、その使い分けだったと思うんです。ですから、当時出した通達には、

「過当な歩積み両建て」という言葉を使ったわけです。どこまでも「不当な、過当なもの」はいけない。しかし、ある程度の歩積み両建てはむしろ実質金利の調整としてある意味ではやむを得ないんだということが、歩積み両建ての当時の担当者としての一番苦勞したところだったと思います。

ただ、その後経済がだんだん正常化するし、金融機関は力もつくということになって、かたがた、どうも歩積み両建てというのはやはり国会にとっては非常に突つきやすい問題なものですから、いつの間にか「過当」という言葉がとられてしまいまして、歩積み両建てがすべて悪であるというようなことになってきました。そのために金融機関にとって、歩積み両建てによるある程度やむを得ない実質金利の調整についてもいろいろ批判されるというようなこともあり、いろいろな問題はあったと思います。ただ、いずれにしても、歩積み両建てがいま言ったように非常に複雑な問題であって、ただこれをシロかクロかで割り切れるような問題ではなかったことは確かですね。

7. マル優制度

徳田 それから、マル優制度の創設が行われたわけですがけれども、その前に国民貯蓄組合制度というのがありまして、これは全く行政がかんでない、銀行の窓口だけですべて処理してしまう制度で、確かに大変な（乱用、悪用が行われている）内容であったことは間違いありません。それに対して、マル優制度を導入することによって、

とにかく税務署長に対して申告書を出すという形にしたのです。これは実は質的には大変な飛躍であったと思うんですね。ただ、しかし、この制度を導入するときは、今回のグリーンカード制度とは違って、完全に銀行局主導型であり、しかも、半年近くも事前の完全な調査、試行を重ねてやったことだということは、留意すべきだと思います。

当時は、主税局の掃部君が私のカウンターパートナーでした。私が銀行局の総務課におりまして、私と掃部君とでいわば2人でつくった形になったわけです。最初に掃部君と話し合ったのは、実はその数年前に減税国債という制度がつくられたんですけども、これが全く実績が上らなかったわけです。それはなぜかと言うと、主税ベースで作りまして、金融の実態に全く合わない制度であったからです。それでだれも利用しなかったのです。だから、この二の舞を踏むのは絶対やめようというのが、掃部君とのまず最初の話し合いだったわけです。

それから、もう一つは、その減税国債制度でもそうだけれども、マル優の場合には、恐らく何千万人という預金者を相手に、何十万人、何百万人という金融機関の窓口職員が運営する制度なんです。つまり、税務署員と違って税の知識が低い、しかし、多数の人が実施できる制度でなくてははいけないわけです。この2つをポイントにして考えなければなりませんでした。それから、税もそうですが、金融というのは、非常に人間の隠微な心理につながる問題であるから、預金者の心理的な面を無視したら、これまた減税国債の二の舞になる、そういう点も考えてやろうじゃないかということでマル優制度をつくったわけです。

ただ、その後マル優制度の乱用が問題になっていますけれども、当時われわれがつくった制度は1種類1店舗に限っていたわけで、あの方向でいけばそれほど乱用はあり得ない制度ではあったと思います。しかし、自動車のハンドルと同じで、ハンドルの遊びがあって初めてその自動車の運転ができるわけですが、ある程度制度としての遊びはつくらなくちゃいけない、完全なリジッドな制度じゃ、とても何千万人が運用できる制度にならない、そういう点のねらいもあったと思いますね。

そこで、たとえば預金する相手方の確認ということについても、理論的に言えば、それはたとえば保険証とか、運転免許証とか、そういうものであることが必要なんでしょう。しかし、技術的に銀行の窓口でお客さんに対して、女子行員が運転免許証を見せろとか、あるいは保険証を持って来いなんていうことは、事実上、お得意さんに

対してできることではないんじゃないかということで、確認の手段についてさんざん議論したあげく、最後にお手紙方式、つまり「預金していただいてありがとうございます」という手紙を送って、返ってこなかったら実在の人と認めようという方式を採用したわけです。このことは、まさに自動車のハンドルで言えば遊びであったと思うし、逆に言えばある程度のリーケージは覚悟した仕組みでもあったわけです。同時に、本来そういう仕組みであるということを銀行が理解すると同時に、税務署員もよく理解してもらわなくちゃならないわけですね。そこで、銀行局と主税局との共著という形で解説書をつくりまして、その解説書を全部の税務署に配ったんです。つまり、第一線の出先で解釈をめぐってトラブルが起こることが一番心配だったのです。そこまで、非常に丁寧に気を配って、いまで言えば気配りをして、この制度が動きだしたわけです。やっぱり1種類1店舗というのは、いまから考えるとグリーンカードにちょっと似たぐらいかなりドラスティックなことだったと思うんですね。にもかからわず、きわめてスムーズに実施されたっていうのは、やはりそういうハンドルの遊びがあったからじゃないかと思いますね。

それから、もう一つ、そのとき、これも記録しておきたいのは、この制度を自民党の財政部会に提出したとき、財政部会では「こういう制度をつくったら、税務署員が銀行の窓口へ来て、実在の人物であるかないかを探ろうとして、預金についてどんどん手を入れてひっかき回すんじゃないか。そんなことをやるようならば、これは国民の貯蓄心に対して、大変マイナスになるから、そういうことをやるならこの制度は認めない」ということで財政部会で反対が出たわけです。そこで、当時村山達雄さんが主税局長でして、主税局長が自民党の財政部会に行きまして、「いま税務署というのはそんなに人数もたくさんいないし、非常に忙しいし、このマル優制度監査のために金融機関の窓口に行くような余力もないし、そういうことは一切いたしません。」ということを財政部会で約束した。それじゃということで財政部会が了承して、この法案が通ったわけです。実は、そのときの速記録をとりまして、これを主税局と銀行局と両方で持っていたわけですよ。そこまで、われわれとしては現実面に配慮をしたわけです。

ただ、すべて制度はそうですけれども、一たん出来上ると制度自体がひとり歩きをするし、それから役所の常として、残念なことです、担当者が替わればそういうことは忘れられてしまいがちです。現在税務署の監査が銀行に対して行われていまして、

そのために銀行の負担で追徴税を払わされていますけれども、これは当時の約束違反であるわけですね。

それから、もう一つ、この点について言いたいのは、もともとそういうハンドルの遊びがあることを主税局も銀行局も認めた上でつくった制度なんで、税務署の監査の結果架空名義が出るということは制度上当然なことなんです、予想されていたことなんです。これについて「銀行はけしからん」と言うのは、実は銀行に非常に気の毒だと思うんですね。制度として当然、そういう架空名義が出ることは許容した制度であるわけです。

それから、さらに言わせてもらえば、実はそれは私は担当していなかったけれども、その後1店舗主義から多種類多店舗主義になりましたね。このときに、もう完全に架空名義を許容した制度になったと思うんです。これは、このときの経緯は僕は知りませんが、それを主税局が認容したのであれば、それを認容した以上、乱用について余り税側が批判するのは、ちょっと無理だと思いますね。制度上予想した事柄が起こってるだけのことでですから。

8. 金融制度調査会—長銀の存在理由—

徳田 それから、その次が金融効率化、金融制度調査会の問題になるんですが、これはもう澄田さんからもお話を聞かれたと思うし、また、この本と雑誌とにかなり詳しく書いてありますので、このとおりだと思います。また、金融制度調査会の答申もあります。

ただ、これに関して若干コメントしておきたいのです。証券界との垣根の問題というのは、当時答申をつくるのに一番苦労したところの一つですが、答申の段階というよりは、むしろ審議の過程で一番苦労したことは何かというと、実は長期信用銀行の存在理由をどのように打ち立てるかということだったと思います。当時は長銀無用論というのが有力でした。当時の長期信用銀行は金融債のかなりの部分を金融機関に消化してもらっていたわけです。そうすると、これは完全に2階建て金融になるわけで、よけいな所得介入になるわけです。そうすると、こういう制度が存在する理由があるのかどうかというのが非常に問題でして、当時若手の銀行局の課長補佐と長期信用銀行の若手の連中とが何回か議論しても、いつでも長期信用銀行の方が負けちゃうんで

すね。議論ではどうしても勝てないわけです。

しかし、そうかといって、金融制度調査会の席上で長期信用銀行の存在を否認するわけにもいかないわけですから、そのために、どのように説明していくかっていうことがわれわれ一番苦労したところでした。結局、当時の答申を読んでいただければわかりますけれども、やはり超長期の金融は長期の金融債によらざるを得ないんじゃないかというようなこととか、それから、やはり興銀を主体とした従来の設備投資、長期融資に対する資料の蓄積、これは日本で唯一の貴重なものだから、むしろそういう設備投資研究所的な、インテリジェンスサービスという面でやはり長期信用銀行は必要ではないかとか、むしろそういう言い方をせざるを得なかったと思いますね。

それから、もう一つはやはり、だからもう少し実質的に金融債の自前消化を図りなさいということもそこで強調されまして、その後現実に金融機関消化はどんどん減りまして、割引債を中心に金融債の一般消化が進んできたわけですね。

9. 中期金融という概念

徳田 それから、そのときにわれわれがもう一つある意味で進めたいと思ったのは、中期金融という概念でして、中期金融概念を打ち出した裏には、いまから考えると信じられないくらい長期金融と短期金融の垣根が高く厳しかったわけです。舟山さんが非常によく当時の経過は御存知なのですから、当時の定期預金は1年定期までなんです。そして、貸出面でも一年を一日でも越えれば、長期金融の世界として、取り扱われます。これを何とか打破したいと考え、そのための起爆剤として、われわれは中期金融という概念を打ち出したわけですね。つまり、1年までは全部短期金利で、当時で言えば6%か5%で、1年を1カ月でも越えると急に長期金利で10年、15年と同じ金利であるということはまことに不自然ではないかと問題提起をしました。その間当然3、4年ものの中期の資金需要っていうのはあるんだし、したがって、それに対して中期金融的なものが必要だし、それを長期金融機関と短期金融機関の相互乗り入れの場にし、そういう形で実はわれわれは金融の自由化、弾力化を勝ち取っていきたいと思ったわけです。そのために、企業に対するアンケート調査なんかもやりまして、2、3年の資金に対する需要がかなりあるというようなことを実証して、それで中期金融という概念を打ち出したわけです。それによって、現実に1年半定期ができ、2

年定期ができたわけです。しかし、今日ただいま、昭和58年、9年に現実にもう長期プライムが通用しなくなって中期プライムというのが実際にできています。ですから、あれから10数年たってようやく現実にも中期金融というものが定着してきたかなあという感じがします。

いずれにしても金融効率化という形でわれわれは当時言っていたのは、3大自由化ということで、これは舟山さんもよく御存知ですけれども、金利の自由化と、店舗の自由化と、配当の自由化ですね。この3つを打ち出したわけです。そして業務面での自由化、弾力化を進めるうえでの一つの大きな起爆剤として、中期金融概念を使ったわけですね。

10. 預金保険

徳田 金融効率化の路線に沿って、いくつかの立法が行われました。その核となるのは合併転換法ですが、これに劣らず重要なのは預金保険法でした。金融効率化により、護送船団が解体されて、自由な競争原理が導入されると、当然そこに優勝劣敗が起こり、競争力を失った金融機関は経営の危機に直面します。しかし、その場合にも、乗客である預金者だけは救済することが必要です。そのライフボートが預金保険システムです。したがって、競争原理導入と預金保険は、まさに表裏一体をなすものでした。

しかし、預金保険制度の創設は必ずしも平坦な道ではありませんでした。民間金融機関、特に大銀行は、自らの経営に自信があるので保険制度導入には消極的でした。競争原理が導入されても自行だけは倒れることはありえない、したがって中小金融機関だけが対象になるであろう、中小金融機関のために多額の保険料を支払うことは御免蒙りたいというわけです。

しかし、自由化の進展は、商品開発力や金利自由化への対応力の強い大銀行にとって有利な条件になる、自由化のメリットは大銀行にとって恐らく保険料負担を上廻るのではないかというような議論もあって、漸やく設立に向うことができました。

現在における預金保険機構を中心とした施策の役割を見ると、今昔の感に耐えません。

11. 合併と海外店舗

徳田 それから、これもここに書いてないけれども、金融再編成、合併転換がその間に進んだわけです。御承知のとおり、三菱と第一の合併というのは読売新聞の大スクープによってつぶれてしまったわけですが、しかし、当時一方の当事者である「第一」の井上さん（井上薫氏）は金融制度調査会の委員をしておられたんですが、その井上さんは、やはりこのままではいけないと思っていたわけですね。ただ、財閥銀行と合併すれば、第一銀行はのみ込まれるおそれがあったし、したがって、同等あるいは中程度の非財閥銀行と合併したいと考えていたわけで、その合併相手としては当然「勸銀」を考えていたわけですね。そこで、答申が45年にでき上る、その直前から井上さんはひそかにそれを考えておられたわけです。

そこで、答申をまとめるときに合併をしやすいようにしてくれないかという相談を受けました。当時は海外店舗のウエートというのは大変なものだったわけです。つまり、海外店舗問題というのは、2年か3年に1回認められるわけです。当時の都市銀行にとっての海外店舗ってというのは、ステータスシンボルという意味を含めて物すごい大きなウエートを持っていたわけです。そこで、これをひとつ種にしようじゃないことということで、当時金制調の会長をしておられた舟山さんにも御相談しまして、金融制度調査会の席上である質問をしてもらったわけです。つまり、都市銀行が合併した場合に都市銀行の海外店舗はどうしますか、海外店舗も合併させられるのですかという質問をしていただいて、「いや、そういうことはしません」、「合併した両方の海外店舗をそのまま残します」という回答を席上で銀行局長にしてもらったわけです。ということは、都市銀行が合併すれば海外店舗が一躍倍に増えるわけですね。これは当時としては、もう大変な魅力だったわけですね。ですから、第一勸銀の合併で株主を経営者が説得するときに、これはもう非常に有力な材料になったんじゃないかと思うんです。

12. 金融効率化路線の危機

徳田 それから、金融制度調査会の答申が45年の5月に出たわけですがけれども、その前の年に、澄田さんがお替わりになって次官になられたわけですね。そこで、銀行局の幹部の方の思想が大幅に変わったんです、途中でですね。極端に言えばもう金融効率

化なんていう言葉は適当じゃないんじゃないかというような空気になってしまいました。これはもう舟山さんがよく御存知ですけども、そんな中で従来の金融効率化の路線の方向で答申をまとめるっていうのは、実は大変なことだったんです。最終時点でまた、局長が突然お辞めになりまして、近藤道生さんが局長になられて、最終段階で近藤さんがやはりもう一度金融効率化路線というのを打ち出され、それで答申がまとまったわけです。本当に激流のなかで突然に船頭が替わって、かじが逆に向いたような話でした。

吉田 どういうわけで変わったんですかね。哲学が変わったって言う以外にないわけですね。

徳田 要するに、銀行局の中に流れているいわゆる……

吉田 思想の流れが……

徳田 そう。たとえば、信託分離、長短分離とかね、ああいう思想で来たのが、今度はもう信託もなんでも経営していいじゃないかとか、全部デパートでいいじゃないかとか、全く逆の方向が打ち出されるわけですね。そういう在来型と新しい型とがぶつかったのです。たしかに、ここにも書いてあるけれども、金融効率化っていう概念は、要するにいままでの銀行行政に対し、これでいいのか、こんなことをやっていたのかという疑念から出発しているわけです。過保護行政とかね。つまり、当時、澄田局長ご就任の前までは、合併なんていう言葉は全くタブーだったわけですよ。競争なんていうのも、タブーだったわけです。そのタブーを全部ひっくり返したわけです。その方向で答申をまとめていったところに、従来型の局長が来られると、全部反対、180度ひっくり返せっていう話になってしまうわけです。まことに大変だったですね。

吉田 銀行業界の方でも、そういう流れがまたあったわけでしょうね。

徳田 銀行業界の方は、従来の過保護行政、護送船団の方がいいから、そっちの方にみんな足を引っ張ろうとしましたし、ちょっと信じられないようなことが起こったわけですよ。いずれにしても、従来の方向を180度転換し、舵を逆に切って過保護行政を廃止するとともに、護送船団を一挙に解体したわけですから。

大須 私も局議に出させていただいていたんですけど、なかなか激論でございましたね。

徳田 調査官は孤立無援でした。 (笑)

徳田 そう、孤立無援でした。いままでは、省議をやるでしょう、そうすると、大体こっちで説明すると、30分ぐらいで「そうだ、そうだ」って、さあっと終わっちゃった

わけです。ところが、今度は僕の言うことについては全部反対になったわけですよ。あれは本当に大変だったですね。これは全く余談になるけれど、僕が金融制度調査官をやめたときにね、平沢君たちが置物を贈ってくれたわけです。それが獅子の置物でした。要するに、この1年間まさに獅子奮迅でね、金融制度調査室だけが駆け回ってた、もう山中鹿之助的だったっていうわけですよ。七難だか八苦だか知らないけど、その中で金融制度調査室だけが全く孤立して、孤塁を守ったという感じだったですね。あれは本当に大変だった。しかし、そこで変えるわけにいかないですからね。いままで3年も4年もかけて論じてきたものをね。その辺は、もう舟山さんもよく御存知だと思います。しかし、最後にまた近藤さんが局長になられて、それでいこうっていうことになりました。

だから、その過程で、実を言うとわれわれはかなり苦勞して、ことに、証券との垣根問題なんていうのは、かなり苦心して委員さん方に根回しをして、文をつくったわけです。ある最終の段階で、当時安川七郎さんが証券局の審議官をしておられた。それで、某幹部が「安川さんに文案を見せて、安川さんに直してもらえ」と、こう言われたんです。実はわれわれとしては、せっかく苦心して証券界を納得させてきたものを、証券局に直させろという命令が来るわけです。それで、ずいぶん僕も激しくやり合ったけれども、かなり直されたですね。本当に最後の段階で物すごい波乱があったわけです。おもてには全く出せなかったけれど、たとえば、CDなんかも、「導入しよう」という言葉にしたいわけです。ところが、「証券局の言うとおりに直してやれ」という至上命令があるものだから、しょうがなしに消極的な言葉にしちゃったわけですよ。ただ、たとえば、その中にわれわれの最後の抵抗として、「てにをは」を残して抵抗したところがあるんですよ。たとえば、「CDの導入は、現在の証券市場の動向から見て時期尚早である」と直せという証券局の要望だったわけです。それに対して、われわれの最後の抵抗として、「証券市場の現状からは」と「は」だけ入れたわけです。せめてもの抵抗としてね。一字一句に、本当は苦心の結晶のようなものが入っているわけです。つまり、「現在の証券界の現状から好ましくない」と言われてしまうと永久に死んじゃうでしょう。それを「からは」と、「は」を入れることに意味があったわけです。最後の抵抗です。というようなこともありまして、実を言うと、あの答申は何となくずっと読み過ごすけれども、一言一句物すごい、そういう戦争のあとが残っているんです。その「からは」があったから後になってCDの実現も

できたと思うんです。舟山さんにもずいぶん御苦労いただいたし、しょっちゅうお宅にお伺いしました。また、ずいぶん舟山会長にも泥をかぶっていただいたと思いますね。国会なんかにもかなり呼ばれましたすし。

それから、あとは、第一と三菱の合併はいま言ったようなところでだめになって、DKB（第一と勧銀）の合併になったわけです。

13. 不動産融資の抑制

徳田 それから、47年総務課長になったときには、ここにも書いておりますけれども、一つの問題として、過剰流動性のもとで、猛烈な勢いで不動産融資が伸びました。このときに、不動産融資の抑制の通達を出したわけです。これは、ここにも書いてありますが、大変な腕力づくで、恐らくかつての融資準則でもやらなかったようなことを思い切ってやったんです。僕はこれは本当によかったと思います。あのときの猛烈な勢いで不動産融資が伸び続けたら、全部不良資産になっていたわけですからね。この措置は金融機関経営上大変なプラスだったと僕は思います。なお、これは、タイミングもよかったと思います。不動産融資の伸びる出鼻をくじいたわけですから。

14. 公定歩合引上げの遅れ

徳田 それからもう一つは、例の有名な公定歩合の引上げの遅れがありました。実は、これは昭和47年の夏に、私が銀行局の総務課長になった直後に、日銀券の伸びを見ていたら異常に伸びている。これはひとつ日銀に徹底的に調べてもらおうと、当時の吉田局長と相談しまして、日銀に、おかしいじゃないか、原因は何だということで調べてもらったわけです。そしたら、そのとき日銀からは、これは最近の一般的な消費者の動向として、日銀券（M1）の伸びがだんだん上昇傾向にあるんで、経済活動が一時の不況からかなり抜け出てきたんで、このぐらいの伸びは決して異常ではないという答えだったんですよ。日銀は「これは異常じゃありません」と言ってきたわけです。僕はそれでも、その夏中、おかしいじゃないか、おかしいじゃないかと言って、局議をやったわけです。しかし、「日銀がそんなに言うんだったら、これはしょうじゃないか」と「じゃ、もう少し待っていよう」ということで、そのままになってし

まったわけです。いまにして思えば、残念だった気がするけれども、そのときには日銀が「大丈夫です」、「異常じゃない」とはっきり言った。これは僕はむしろ記録すべきことだと思いますね。逆に言えば、日銀券の異常な伸びを問題にしたのは銀行局だったわけです。当時、2回か3回、省議までやりました。

それから、秋になって、当時の佐々木直総裁が「物価の動きがちょっとおかしい、このままでいいのか」というようなことを言い出したんです。そうしたら、これに対して、当時の列島改造ブームの中で、党から大変な批判がありまして、つまらぬことを言うなというような厳しい批判があって、そこでその声は押しつぶされたですね。

しかし、年末になってから、やっぱりどうもおかしいと、日銀も僕ら銀行局も言い出したわけです。そろそろ公定歩合を上げにゃいかんということで、実をいうと銀行局長に上げて、それで官房に上げてもらったわけです。ところが、当時主計局長が、予算が上がるまでは絶対だめだと言われて、何度か省議をやったけれども、主計局に抑えられたわけです。それではしょうがない、予算が上がるまでできるだけことはしようじゃないかということで、準備率の引上げだけはやったわけです。そして、予算が上がった直後に公定歩合の引上げをやったわけです。

当時その壁を破れなかったということは、非常に残念だったと思います。

15. アメリカ保険会社の日本進出

徳田 それから、銀行局の保険部長時代（昭和49年7月～50年7月）に、アメリカの保険会社の上陸を初めて認めたわけです。これは、非常によかったと思うのですが、その理由が2つあって、1つは、それまで掛け捨て保険や、ああいう疾病保険は日本の保険会社はほとんどやっていなかったわけです。アメリカの保険会社が上陸してがん保険が初めて、疾病保険として行われるようになり、これによって掛け捨ての保険が普及するようになりました。これは、私は非常に良かったことだと思います。

それから、もう1つは、やっぱり今後の金融の問題に参考になると思うけれども、金融っていうのはきわめて特殊、民族的、風土的なものがあります。したがって、たとえば生命保険っていうのは、いわゆる「日生のおばちゃん」じゃないけれども、ああいうものによる販売じゃないとやはりだめなんですね。だから、アメリカの保険会社がいろいろ上陸しても、結局大きくは伸びないんです。その後消費者金融会社でア

ブコというのが上陸して、これもまた撤退しちゃった。ほかのものと違って、日本には金融面ではわりに特殊風土的なもの、日本的なものがあるんじゃないかという気がしました。

ただ、そのとき外国の保険会社が上陸する条件として、日本の消費者に何かプラスになる新しいものを持ち込むことということを、条件にしていたんです。そういうことで、いろんなそういうものが出てきたわけだけども、これからは、そういう要件を守るのはちょっとむずかしいかもしれませんね、一般的なことで。しかし、いままで上陸した外国保険会社の様子を見ていて、とても簡単には上陸できないなと、恐らく外国保険会社も思ってるとは思いますがね。

16. 保険審議会の答申とC Tの導入

徳田 それから、保険部長のときにもう一つやったのは、一これも当時の有名な答申になってるんだけど一消費者のサイドから思い切った改善を提言させたことです。その中の端的な例は、クーリングオフの期間を認めたことです。つまり、契約に入ってから4、5日は解約の自由を与えたということです。それからもう一つは、外務員の、当時は1年間に何十万人っていう外務員がわあっと増えて、わあっとやめるといって、「ターン・オーバー」と言われためちゃくちゃな動きに対して、外務員の教育制度を確立して、その辺の大変な社会的なロスをなくしたということ。

それから、商品として、たとえば火災保険でいま価格協定保険っていうのがあります。要するに、いままでは燃えちゃうと新築するだけの金はもらえないわけですね。今度は燃えても新築するだけの金がもらえる保険をつくりました。これも、そのときに初めてつくった制度です。

それから、もう一つはインフレに対するコンペンセーションを認めたんです。つまり、保険っていうのは、20年か30年前に加入した人のそのときに掛けた金が、不動産になったりビルになったりしてるわけですから、値上がり益があるわけです。値上がり益はやっぱりそのとき金を払った人に還元するべきじゃないかっていう思想で、ことに20年代の契約に対して、大体保険金額を契約の倍以上払わせる仕組みをつくったんです。これも画期的なことで、これはよかったことじゃないかと思うんです。

それから、これは若干自分のことで恐縮だけれども、保険部長のときに、私は役人

として一番いいことをしたと思っているのは、CTスキャンを日本に導入したことです。これは当時、生命保険と損保を見ていまして、脳外科医が少ないために、助かるはずの人が交通事故その他でどんどん死んでいっているのがわかったわけです。これを何とかしたい、そのためには脳外科医を増やすのが大事だということで、そのためにはどういうことをしたらいいんだろうかということで（学生が当時なかなか脳外科を選択しなかった）医科歯科大学の稲葉教授などを中心に大学の先生に集まって議論してもらったんです。そうしたら、もっと新鋭の機器を脳外科に導入すれば学生はどんどんおもしろがって入ってくるよと言うんです。そのときに導入したのがCTスキャンです。これは、1台1億円前後の極めて高価な機械で日本にまだ1台か2台しかなかったんです。アメリカでも10台ぐらいしかなかった。それを日本で一遍に100台導入したわけですよ。脳外科を持っている大学に全部一台ずつ配りました。これによって、もういまは脳外科っていうのはCTスキャンなしには成り立たなくなって、もう全国に何万台ってあるわけです。率直に言って、僕はこれによって毎年何万人かの人間の命を救ったと思うし、何十万人かの人間の苦痛を救ったと思うんです。僕は役人になってやった一番いいことだと思っているんですけどね。というのは、いままで頭の中の撮影をするのには、4、5日前から入院して、太ももからチューブを入れて、物すごい苦痛を伴う撮影をしないと脳の中がわからなかったわけです。ところがCTスキャンっていうのは、おかまのなかにただ頭を入れれば全部頭の輪切りが写真になるわけです。だから、簡単に頭の中がどうなっているかすぐ撮影できる。もう一つは、脳溢血と脳梗塞っていうのはいまもよく起こっています。ところで、脳溢血と脳梗塞というのは全く逆の療法をしなくちゃならないわけです。脳溢血のときには血管を閉めなくちゃならないけれど、脳梗塞というのは血管を広げなくちゃならない。それが、いままで4、5日かからないとわからなかった。ところが、おかまの中に頭を入れて輪切りを撮ると、すぐにわかっちゃうわけです。すぐ治療ができるわけですね。だから、これで何万人という人が助かったと思うんです。それが日本に導入されるようになったのは、そのときの決断によってです。

なぜ、そういうことができたかという、実は自賠責の運用益が数百億円あったわけです。そこで、僕はこれで、主計局では絶対やれないことをやろうということを考えました。つまり、主計局の予算っていうのは、飛躍がないっていうか、当時1億円も2億円もするような機械を一斉にばっと配るなんてことは絶対にあり得ないことで

す。僕も主計官の経験から見て、絶対主計局のやらないことをやろうと、つまり飛躍的なことをやろうと思ったんです。そこでCTスキャンを全部の大学病院に入れ、かつ、看護婦と医者海外留学費用もついでにくっつけたわけです。あれで日本の脳外科が飛躍的に進歩したと思うんです。

舟山 どここの金を使ったんですか。

徳田 自賠償の運用益っていうのがありましてね……。

17. ワリコク騒動

徳田 それから、あとはここに載ってる、審議官時代（昭和51年6月～52年6月）の例の割国（割引国債）騒動ですね。これも、ここに書いてあるとおりですけれども、ここで言っておきたいのは、実は割国に最も反対したのは、当時の[]銀行の[]です。本来ならば、割国に反対するのは長期信用銀行であるはずなのに、[]はもう従来から割引債自体を目のかたきにしていたものだから、その目のかたき一つ増えるのはけしからんということで猛烈に反対したわけですね。この間、大変なやりとりがあって、当時の理財局長が[]のところに行き、門前払いを食ったりするようなことがあったわけです。（最終的には話し合いが付きましてすけれども。）

ただ、ここで一つ残念なことがありました。割国というのはどちらかっていうと証券会社の商品ですから、証券界は「もらった、もらった」と言って喜んでいただけです。逆に、銀行としてはどちらかと言うと取られっ放しになるんですよ。じゃこの際、国債の銀行の窓口での販売を取ろうじゃないかということで、割国の骨格というペーパーを書きまして、大筋を書いて、その中に窓口販売について「前向きに検討する」という言葉を入れました。導入するという言葉じゃなかったんですが。しかし、これは当時理財局長との話し合いで、検討するっていうことは、やりもしないのを検討するはずはないんだから、これはやるという意味だよという了解までとって、それでそういうペーパーをつくったわけです。

それを都市銀行に提示したところ、「これがあるんだったらのまない」と言い出したわけです。つまり、いまから考えると全く信じられないようなことですよね。要するに、我々は絶対割国反対なんだ、したがって、条件闘争で割国をのむことはやりた

くない、どこまでも玉砕するんだと、そういう思想なんですね。玉砕する以上は条件は要らんと、こういう思想でしてね。したがって、せっかくそのとき国債の銀行窓口での販売が取れるはずが、その窓販の条件をやむなく落としちゃったわけです。これはまた信じられないような出来事ですがね。それで、今度はこの前の銀行法改正のときには、逆に窓販が入らないと言って、大騒ぎしたわけですからね。全く変な話なんです。

そういうことが背景にありまして、実を言うと、あのときに窓販が取れてたはずなんです。しかも、ほかの金融機関も消極的だったわけです。地銀はもちろんのこと、都市銀行も窓販は要らん、というわけです。地銀なんかはむしろ窓販反対と言っていたわけですよ。だから、僕も、もう僕一人でがんばってもしょうがないなと思って、その条件を消したんですけれどね。割国については、そういう話がありますね。

18. 安宅産業の問題

徳田 それから、その後に出てくるのが安宅産業ですね。安宅産業に対して銀行局が取り組んだのは1商社とか1銀行を救うということじゃないんです。当時はオイルショックの直後で、日本経済が非常な危機に直面していたときです。そこで、日本の貿易というか、日本の国際的な信用というものが非常に大事だったわけです。それを担っている商社の国際的な信用が安宅の崩壊によって失墜するということを非常に恐れたわけですね。つまり、われわれは安宅問題を解決することによって、日本商社全体の信用を保持して、そして日本の国際的なそういう貿易力や信用を傷つけまいとしたというのが本当のねらいだったと思います。

実を言うと、安宅問題の最終処理は、安宅の損失をどこが、どのように負担するかということだったわけですね。この場合に、住友銀行は立派だと思っんですが、金融機関だけで損失を処理したいと、こういう方向をとったわけです。それ以外の安宅の一般の取引先には一切迷惑をかけない、金融機関で全部処理しましょうということになりました。そこで問題になったのは金融機関の損失の分担ですね。常識的に言えば、融資比率でもって損失を分担するのがある程度通例なんですけれども、一方では、メインバンクの責任というものもあるということで、メインバンクにある程度のウエートをかけるべきだというのが取引銀行の意見でした。そこでいろんな駆け引き綱引きが

始まったわけですね。そこにもう一つ加わってきたことがあります。実を言うとメインバンクの住友銀行の次に位するのが協和銀行だったんです。協和銀行は、いままで主力になる商社が全くなかったものですから、安宅に食い込みを図ったわけですね。それで、ようやく安宅に食い込みをかけた途端にひっくり返ってしまったわけです。そこで、協和銀行にあまり負担がかかっても困るわけですね。だから、そこにもう一つの問題があったわけです。結局金融機関相互間の話し合いがつかないで、このままで行くと安宅問題全体が崩壊しかねない状態に直面したんです。そこで、やむを得ず銀行局が乗り出したわけです。

そのときに、この衝に当たったのが、たまたま私は審議官だったんですが、審議官っていうのは局長と違って身軽ですから、審議官であった私と、それから日本銀行側から業務局長、この2人である意味で安宅問題の実質的な処理、銀行の調整をやったわけです。そのときのねらいは、協和銀行が負担できる範囲内に協和銀行の荷重を抑えなくちゃならないということです。しかし、そうすれば、そのしわがメインである住友銀行に寄り、住友銀行の負担が膨大になってしまう。いくらメインバンクであっても、それには限界がある。そこで、それ以外の協調銀行、融資銀行にどこまで負担してもらうか、その調整の問題が重大だったわけですね。

そこで、日本銀行側とのチームプレーで、個別に銀行の重役を呼んで説得を重ねまして、まあまあ住友銀行の負担をリーズナブルなものに抑え、各銀行の負担もまあまあ何とかかんとか納得させて、それで安宅問題の処理ができたということだと思います。

そのほか、これに絡んで、メインバンクの責任論とか、企業と銀行のあり方とかいうものについては、いろんな見方が出てきたと思うんです。

19. 金融問題研究会

徳田 それから、私は52年6月に銀行局長に就任し、金融制度調査会を引き継いで、あと2年の間に銀行法改正の審議をまとめるということになったわけです。この点については、もうこれも雑誌や本に書いてあるんで、この問題についてそう多くを述べることはないと思います。ただ、同時並行的に金融問題研究会という学者グループをつくりました。

金融制度調査会でいわば法律問題を主体にし、金融問題研究会で新しい今後の銀行のあり方についてフリーな形で勉強してもらうという、同時並行的な行き方をとったわけです。

20. 手数料の料率改定

徳田 金融制度調査会の問題は別としまして、その間に起こった出来事の中の一つに、手数料の料率の改定というのがあります。

今日のはじめの方に申し上げましたが、かつて私が個人当座ということを考えましたが、そのときの発想と同じように、これから金融機関というのは手数料収入というものをかなり重要視していかなければいかん、それには受益者負担という観点で手数料をとることが必要だということを真剣に考えました。つまり、為替サービスその他を利用して人が、一般の預金者とか一般の借り手の負担において安い料率を払っているというのはおかしいじゃないかという発想です。それから、将来、金融機関というものは、決済機能であるとか、もろもろのインテリジェンスサービスといったような、本来の預金・貸出し以外の業務に非常に大きなウェートをかけていくことになるんで、それらサービスをはっきりした収入源として確立しなくちゃならない。そういう2つの思想から、手数料率の改定を行ったわけです。

この点で、特に一つの飛躍的な出来事というのは、いままで銀行の同一市内の支店間の振替は無手数料だったわけですね。これは、100円の収入印紙を張った領収書を出しながらただでやっていたわけです。これはコスト的に大変マイナスになっていることは間違いないわけで、それに対して、せめてコストの全額とは言わないまでも、半分ぐらいは負担してもらうようにすべきじゃないかということで、為替手数料の改定を行ったのです。これは、手数料の改定という瑣末な事柄じゃなくて、むしろ背景になる思想は、そういう役務サービスに対して正当な対価をこれから金融機関は取るべきである。インテリジェンスサービスが今後の金融機関の大きな業務になるんだという思想が背景にあってそういうことをやらせたわけです。

21. 進学ローン

徳田 それから、次に出てきたのは、郵貯との大戦争、「進学ローン」騒ぎだったと思います。これは、服部郵政大臣のときに、郵政省は長年の悲願だった貸出しをやりたいという宿願の一番最初の形として進学ローンをやりたいということを打ち出してきたわけですね。しかし、郵便貯金が貸出し業務まで始めてしまうと、まさに一大国営銀行になってしまう。ただでさえ個人貯蓄の3分の1を占めているような郵便貯金が貸出し業務まで始めたら、本当にマンモス的な国営銀行ができてしまうわけです。自由主義経済としてそういうことがあっていいことだろうかということがまず一つありました。それから、もう一つは、貸出し業務をやる以上は、大変な人間の増加あるいは経費の増加が必要になるわけですね。政府関係機関としては、すでに国民公庫、中小公庫のような貸出し機関があるじゃないか、しかも、それぞれ店舗を百幾つも持っているわけですから、そういう重複投資をやることは行政改革上も好ましくないことです。そこでこれに対して、銀行局としてはもう絶対的に反対の態度をとったわけです。

ところが、御承知のとおり、郵貯というのは非常に政治力がありますから、実は自民党の議員さん方のうち二百数十名が郵政側に署名するというような動きでして、これに対して、当時の民間金融機関は全く郵貯に対する感覚が鈍くて、ほとんど問題の重要性を理解していなかったわけですね。幾ら銀行局が言って聞かせても、なかなか真剣に動かないわけです。たとえば、地方銀行の頭取なんかを動かしてみたんですけども、国会の先生方のところへ地方銀行の頭取が陳情に行きますと、「陳情のときだけ来て、何だ」というようなことを言われて、逆効果なんですね。これはいかんということで、銀行は全部あきらめまして、もっぱら農協を動かしたわけです。いわば、極端に言えば二百数十人の自民党の議員先生を相手に、銀行局の局長以下数人の手勢で戦ったわけです。

最終的に、われわれ「逆ミサイル」と称したんですけれども、最終段階で国民金融公庫を通ずる進学ローンという方式を打ち出しまして、これによって郵貯の強大なミサイルを撃墜したわけです。これほど大変な事柄であったけれども、このとき民間金融機関は事柄の重大性にはほとんど気がついていなかったですね。

舟山 銀行局を頼り切ってたんですね。ずっと。

徳田 そうですね。

舟山 やはり基本的には、金融行政というものは大蔵省が握っているんだという確信、

これをしっかり持って、そこから考えていかなきゃいかんですね。融資なんかをほかのものに認めたら、金融行政の一元化というのは壊れちゃうんですからね。

徳田 ところが、この問題について民間金融機関は全然反対の声を出さなかったわけですよ。いまでこそ、とにかく郵貯の字がつけば大騒ぎするけれど、当時はいかに郵貯問題に鈍感だったかっていうことですね。われわれは当時から郵貯問題の重大性を声を大にして叫んでいたんだけど、ついにわからなかったんですね。予算の大臣折衝の最後にこの問題が残されました。郵政省が大臣折衝の最後になったということは、いまだかつてなかったそうですよ。

22. 永大産業の倒産と佐世保重工問題

徳田 それから、53年の2月に永大産業の倒産問題があるわけですが、これは大体ここに書いてあるとおりです。われわれが考えたのは、関連中小企業の連鎖倒産を食い止めたい、従業員を路頭に迷わせたくないということです。それから、これは住宅産業ですから、何千人、何万人というサラリーマンの夢をここで預かっていたわけです。つまり、永大産業っていうのは掛金を前取りしてそれで住宅を建てる方式ですから、これがつぶれると積み立てたカネは返してもらえず、サラリーマンの夢はみんなつぶれちゃいます。だから、その夢を生かしたい、この3つがポイントでした。

当時大和銀行がメインでして、副頭取の安倍川君が僕のカウンターパートで、たまたま彼が中学校の同級生だったもんですから、非常にうまくこちらの言うとおりにやってくれまして、大和銀行もかなりかぶりましたが、永大問題は消費者に全く迷惑をかけないで処理できたと思います。

それから、佐世保重工問題が次に来るわけです。佐世保重工問題だけ話しても1日ぐらいはかかっちゃうでしょう。われわれは佐世保市を救うために佐世保重工を救ったわけです。当時は大変な不況だったんです。しかも、佐世保重工は佐世保市の鋳工業生産出荷高の55%を占めていたわけですよ。ですから、佐世保重工がつぶれることは佐世保市がつぶれることだったわけです。しかも、佐世保重工を、無理して救ったんじゃないくて、どこまでも金融の原則を崩さずに救ったわけです。佐世保重工に対して最終的に金融機関から融資をさせましたけれども、全部有担保の融資です。無担保融資は20億円しかないんです。この20億円は、地元の親和銀行が「20億円出します」

と言って踏み切ってくれたものです。あとは全部有担保です。ですから、世間で誤解されているような無理な融資は一切させてないわけです。しかも、これは表には出しませんが、まことに異例なことですが、運輸省の船舶局長から局長の判このついた書類をもらってあるんです。これは、佐世保重工に対して、先行きの3年か4年の生産計画をつくってもらいまして、この生産計画に見合うような受注を確保するよう努力しますということでした。それをもらったから僕は安心して救済に乗り出したんです。ですから、そういう意味で、これは表には出さなかったけれども、決して無理な救済ではなかったと思います。また、政治家に言われたから救済したのでもないんです。

しかも、佐世保重工は、坪内さんが経営に乗り出されて再建に成功し、当初の銀行借入は、全額返済されました。佐世保重工が破産していれば、全額回収できなかった金額ですから、結果的には、銀行が一番得をした結果となっています。

—了—

1. 佐世保重工問題（追補）

徳田 坪内さんを引き出す最後の決め手になったのは次のような事情です。これは吉田さんもよく御存知なんだけれども、どうしても来島ドックの悲願として、一流銀行をメインにしたかったのです。とくに、興銀をぜひメインに引っ張り出したがっていたわけです。それで、その折衝をぜひやってくれないと坪内さんは乗り出さないというんで、私が連休の日に池浦さん（興銀頭取）の自宅に行って頭取を口説いて、興銀がメインになることを承知してもらって、そして坪内さんが最後にそれを承諾して乗り出したという経緯があります。

池浦さんが乗り出されるとき、頭取はたとえば株式をある程度担保に出したらいいじゃないかとか、2、3の提案をしてくれました。そのとき、「それじゃ、池浦さんがそのことを金融団に説得してくれますか」と言ったら、池浦さんは、「いや、私は知恵を出しただけで、私は自分で動くつもりはない」と言われて、そこでちょっとがっかりしたんです。結局、池浦さんのそういうサジェスションを踏まえて、銀行局としては動いたんです。ただ、株式を担保にすることについては、民間金融機関の金融慣行としてそれは少しおかしいということで、必ずしもアブリシェートされなかったですね。

しかし、最終的には金融の原則を守ることができたわけです。実際に無担保であったのは前回申しましたとおり、地元の親和銀行に20億円出してもらった、その分だけです。これは当時の親和銀行の頭取の坂田さんの判断でやってもらって、これはよかったと思います。ほかの金融機関に対する牽制効果から言っても非常に効果的だったと思いますね。

ただ、現実にはその後もその資金は使われないで済んだようです。それからずっと後になって、すべて事が終わったときに佐世保重工の従業員組合の会長から大蔵省あてと永野さん（永野重雄氏）あてに、このことについて大変な感謝の意を表した手紙が来ました。永野さんはこれは大変な美談じゃないかということで、ジャーナリズムにそれを披露したりしていました。

ただ非常に遺憾なことが起こりました。坪内さんが乗り出すところまでは、坪内さ

んはいわば救世主として乗り出してきた、という評価が一般的にされていたわけですが、その後一時評価が逆転するわけですね。

その評価が逆転した理由というのは、実は坪内さんが乗り出す前提として、親和会の会長と話し合いをして、給与の3割カットであるとか、週休2日制の当分棚上げであるとか、当分ベースアップはしないとか、そういう約束を事前に取りつけたうえで乗り出したわけです。ところが現実には坪内さんが乗り込んだときにその約束を全部組合のほうでひっくり返して、ほごにして、そして坪内はひどいじゃないかといって、すでに合意していた条件を公表してストライキに入ったんです。これは、坪内さんがいまでも言っていますが、坪内さんとしては大変に不本意なことでした。ところが、ジャーナリズムは全くそういうことを無視し、感情論で組合はかわいそうだ、坪内さんにいじめられている、首切られているというような言い方で、坪内さんを悪玉に仕立ててしまったんです。したがって、それ以来佐世保再建について若干暗いイメージをジャーナリズムがつくり出してしまったわけです。これは坪内さんにとって非常に気の毒なことだったと思います。

ただしかし、結果論ではありますが、そのストライキの過程でまた何百人かが退職していったわけです。そのことが結果的には佐世保重工の予想以上の早期の再建に非常に役立ったわけです。何が幸いするかわからないわけです。ですから、組合の背信行為さえなければ佐世保重工の再建はある意味でもっとスムーズに行われていたかもしれません。しかし、結果的には、前述のように退職者がでて、採算面にかえって災いを福に転じた面もあるわけです。

2. 関西相互銀行問題

徳田 次に出てくる問題は、関西相互銀行問題だと思います。

このときの中小金融課長は吉居時哉さんだったですね。関西相互銀行の合併問題につきましては、実は、53年の7月に新聞にスクープされたわけですが、その1年ぐらい前から関西相互銀行の当時の河田龍介社長から打診がありました。すっかり合併の準備は整っているんで、ぜひ関西相互銀行と住友銀行と合併したいというわけです。その理由としては、これから金融機関をめぐる環境はだんだん厳しくなってくる。そのため都市型の相互銀行というのはだんだん経営が困難になることが予想される。し

たがって、先行き住友銀行との合併ということを考えたいというわけです。52年の夏ごろにこの合併について打診があったわけです。

当時金融効率化に絡んで金融再編成ということが非常に問題になっていたのですが、大蔵省としては、こういう垂直型の吸収合併のような形での合併が金融効率化の典型のようにとられては困ると考えまして、むしろ同種合併のような例が幾つか生まれて、合併についてのある程度の社会的なコンセンサスができて上がって、金融再編成とはこういうものだということが世間でわかってくるようになってから、その一環という形で住友との合併をやってくれないかということですずっと抑えてきたわけです。

ところが、1年たって翌53年の4月になって、もうすっかり組合その他各方面との話がついているんで、ぜひやらしてくれないかと言ってきた。合併すれば取引先に対して豊富かつ低利な資金提供ができるし従業員の待遇も改善されるということで、ぜひやらしてほしいというわけです。さらに、内部の組合との話し合いなんかはもうすっかりついて何の心配もないし、もちろん住友銀行とも完全に話し合いがついていますということで、再三にわたって強い要請があったわけです。そこで、大蔵省としては、結局これは私企業の問題であるので、余り長い間要望を抑えているのも適當ではないのじゃないかということで、自主的におやりになるならおやりなさい、ということでゴーのサインを出したわけです。

ただ、その場合に当然のことですけれども、相互銀行協会の了解を得ることが必要だし、それから最終的には中小企業金融が確保されるかどうかという「合併転換法」の条件を満たすことが大切ですというような、ポイントと思われることは全部クリアしたわけです。したがって、この関西相互銀行と住友銀行の合併については、大蔵省が積極的に指導したようなことは全くなかったわけです。

ところが、河田社長が、社長室長と組合を呼んで話したところが、その時点で組合はいままでの態度を変えてきたんです。そこで、大変なトラブルとなったわけです。その間にむかし組合の委員長をしていた、当時の社長室長、私が組合と話をつけますと言っていたその当の社長室長が、いわば、ユダの裏切りみたいなことになって、初めのうちは組合側についたり、会社側についたり、行ったり来たりしていましたけれども、最終的に組合側についてしまったわけです。そこで形勢が逆転したわけです。この辺の事情はわれわれとしてもまったく不本意であるし、また、細かい点ではちょっとわかりかねることが多いんですけれども、ただ、非常にけしからぬことには、その

ときに恐らく組合側だと思うんですけれども、大蔵省銀行局の幹部の家に、夜中に盛んに電話をかけてきたり、卑劣な投書をしたりという金融機関の職員としてはおよそ考えられないような卑怯な行為が再三繰り返されたわけです。

住友銀行の方からは、いま職員を説得しているところで、2、3カ月すれば必ずみんな治まってくる。もうすこし様子を見ていてくれ、と再三の要請があったわけですが、けれども現実の問題としては、地方の一部の政治家なども動き出して、ますます事態は泥沼におちていったわけです。

この間国会でも再三にわたって質疑がありました。実は社会党の先生あたりからも、大蔵省が進めている金融効率化というのはよくわかるけれども、ああいうもの（関西と住友の合併）がいかにも効率化の標本のように思われたら、金融効率化自体が誤解を招くんじゃないかというようなことも言われたわけです。そのうちにだんだん年末も近づいてきまして、中小企業金融の融通という点からも問題が出てくるおそれもありましたので、こちらとしては、ある時点を区切ってその時点までに組合の説得ができなければ合併推進は一たん打ち切りなさい、ということを銀行に最終的に申し渡したわけです。その最終の日限を過ぎても物事がセットされなかったために、この合併は取りやめ、ということになったわけです。

この合併が成功した方がよかったのか悪かったのかについてはいろいろ議論があったと思います。ただ、当時国会なんかで問題にされたのは、住友銀行、すなわち都市銀行と合併することによって、いままで相互銀行の取引先の中小企業に対する取引がいままでよりも冷たく扱われるんじゃないか、とかいったいろんな問題が言われたわけですけれども、率直に言って、あれだけ議論をされたうえで仮に合併が行われたとするならば、その後も大蔵省はもちろんのこと、ジャーナリズムその他も恐らくかなり干渉するでしょうから、おそらく相互銀行の取引先に対していままでより冷遇するというようなことは絶対あり得なかったと思います。むしろ優遇されたと思います。また、住友銀行の方でも合併した場合には、特別に中小金融部というのをつくって相互銀行の組織をそのまま引き継ぎ、そこの担当副頭取に関西相互銀行の社長を据えるということを明らかにしていたわけですから、そういう意味では中小企業のためにマイナスになることはなかっただろうと思います。また、従業員にとっても給与は上がるし、退職金も上がるわけですから、恐らくマイナスは余りなかったと思われます。だから、なぜあれだけ強烈的な反対があったのかよくわからないんですけれども、その

点は実は住友銀行の幹部も非常に残念がっていました。自分が住友銀行として合併した場合に関西相互銀行の職員に対してどのようなことを処遇するかということについて、関西相互銀行の組合と十分話をし、約束を取りつけたと言っていました。たとえば、旧関西相互銀行の職員に対して支店長とか幹部職員のポストを従来と同じ数だけ置くことを約束するなど、かなり思い切ったことを約束してもいいんだと、言っておられたんですけども、組合は住友銀行と会うことを終始一貫拒否して、何の話し合いも持たれないままで最後まで行ってしまったわけですね。

これは結局ある意味で両方に傷跡を残しました。ただ、住友銀行はある意味でこの教訓を大いに生かしました。当時合併する相手が仮に三和銀行だったとしたらこのような反省させられるような問題は起こらなかったかもしれません。つまり、住友銀行は冷酷な仕振りをする。厳しい取引をするということで、合併ができなかったんじゃないかということが盛んに言われたものですから、住友銀行としてはこれを機会に非常に反省をしまして、広報担当の専務を置くとか、あるいはキャッシュ・ディスペンサーの時間を朝8時半から夕方6時までにするというような提案をするとかして、イメージアップのために大変努力をしたわけです。ですから、住友銀行にとっては関西相互銀行との合併の失敗というのは、いま振り返ってみると、その時点ではかなりマイナスイメージであったけれども、銀行はむしろそれをいい教訓にして、災いを転じて福にしたんじゃないかという感じがします。その点、その後銀行がバンク・オブ・ジ・イヤーに選ばれたというのも、関西相互銀行との合併の失敗がバネになった面もあるわけですね。

したがって、本当は関西相互銀行と住友銀行の合併というのは、これが実現した方が取引先の中小企業にとっても従業員にとってもハッピーだったと思います。しかし、これがとにかく組合の反対によってつぶれたということは、その後かなりいろんな面で尾を引いたと思います。

同時に、今度は兵庫相互銀行と近畿相互銀行の合併であるとか、あるいは信用金庫の間でもかなり大きな合併の話が進んでいたんですけども、これらもほぼ同時点に新聞にスクープされることによって、結果的にはつぶれたわけでして、合併というのはスクープされるとつぶれるというジンクスがいまだに生きていたという感じがします。

ただ、関西相互銀行の問題というのは、何か大が小をのむというような非常にセン

チメンタルな観点だけからジャーナリズムが取り上げて批判し、物事の本質と全くかけ離れたところでひどい批判が行われたわけです。しかし、その後の物事の変化の大きな流れのなかでは、この住友と関西の合併というのは一つの本質的な方向だったのではないかと思います。

3. 国債価格変動引当金制度

徳田 それから、当時、国債の大量発行の趨勢下にあって、将来の国債の価格変動ということは十分に予想されるわけで、これに対処しなければいけないということで、その方法について銀行局の内部でいろいろ研究をしました。そこで銀行の国債価格変動引当金の制度が7月末に創設されました。これは、銀行から陳情があったわけではなく、むしろ銀行行政の先見性をもとにしてやったことです。けれども、その繰入れ率については主税局との間にいろいろな問題もありまして、もちろん当時、これは無税扱いではなかったわけですが、経理基準の改正という通達改正でやったわけです。その後、果たしていわゆる6.1国債の暴落が起こったわけです。ですからこれは行政の先見性の成果という意味で創ってよかったと思います。

ただ、残念ながら当時はまだ繰入れ率がかなり低かったわけで、暴落した6.1国債全体をカバーするのには当然足りなかったわけです。

4. サラ金向け融資について

徳田 それから、54年の7月、8月あたりから、サラ金問題が、とくに某信託銀行のサラ金向け大口融資を契機に各方面で取り上げられるようになりました。つまり、正規の金融機関がサラ金に融資することについて規制をすべきではないかというようなことが、国会でもいろいろ議論されるようになってきたわけです。これにつきましては、もともと終戦後の異常な経済に対処するために「融資準則」があった時代でも業種別規制というようなところまで細かく規制はしていなかったんです。そこでサラ金という特定の業態だけに融資をするなということを行政でやるのがいいのかどうかについて、当時、いろいろ議論をしたわけです。筋論から言うと、本来自由な営業をしている企業に対して正規の金融機関から融資をするなということは、むしろ自由主義経済

上おかしいんじゃないかというような議論がありますが、それは確かに正論だと思うんです。けれども、やはり国会での論議、あるいはマスコミの論議が厳しくなってきたものですから、それに対して何も手を打たないわけにはいかないんじゃないかということで、サラ金融資に対する規制通達を銀行局長の「口頭通達」という形で出したわけです。しかし、これは一切サラ金に金を貸してはいけないと言う通達ではありませんで、要するに社会的に非難されるようなおそれのある、そういう不良な業者には金を貸すのは好ましくないよという通達です。

自由主義経済ですから、当然のことながら、さらに踏み込んで一切サラ金に貸すなどと言えるはずはないわけです。また、そういう表の通達だけでは誤解されるおそれがあるので、さらに内部通達も用意しました。これも口頭通達という形ですけれども、財務局長あてに、これはサラ金業に一切融資するなというようなことまで言っているのではない。あくまでも社会的に非難されるような高金利であるとか、過剰融資であるとか、不当取り立てであるとか、そういうことをしている業者に金を貸すのは好ましくないという趣旨で、健全な業者に対して一切貸すなということまでは言っていないんだということを内部通達で念を押したわけです。

同時に、そのころからサラ金問題が非常に大きくなってきたものですから、サラ金業に対する規制法の立案を始めたわけです。ところがサラ金業というのは大蔵省だけでなく、警察庁、法務省その他各省にわたるものですから、実は各省庁が話し合えないと法律ができないわけです。ところが、これは消極的（取り込みたくない）権限争いのマトになり、なかなか物事が進まないものですから、この通達を出すと同時に、庶民金融業協会に対して、いわば銀行局長として、腕力でなし得る最大限のことを盛り込んだ通達を出そうじゃないかということになり、たとえば、金を貸すときには必ず領収証を出すとか、あるいは金利は必ず店頭に掲示すること、それも日歩制じゃなくてパーセント制で掲示することとか、当時少なくとも行政で規制し得るぎりぎりの線まで織り込んだ通達を当時出しています。それが、先般の「貸金業規制法」が通るまでは唯一のサラ金に対する規制になっていたわけですね。

5. 譲渡性預金（CD）について

徳田 それから、CD（譲渡性預金）の創設について述べます。

当時金利の自由化ということは、もう必然的な方向であって、その手法としては、大口短期の預金から金利を自由化していこうということで—これは昭和45年の金融効率化答申のときにもすでに取り上げられていたわけですが—53年の夏に金融制度調査会で中間報告を出してもらって、CDについては前向きの表現をしていただいたわけです。

ただ、これに対して地方銀行が猛烈に反対をしていたわけですが。地方銀行の反対している本当の理由というのは、要するに、いままで県の公金預金を、当座預金あるいは普通預金のかたちできわめて低利で受け入れていたのが、CDが導入されるといえば市場金利並みになってしまう、これでは商売上非常に困る、というのが地方銀行の本心だったと思います。そういうことで、金融制度調査会の席上でも地方銀行協会からは、最後まで、なかなか賛意を表していただけなかったわけですが。しかし、最終的には、CDを導入する場合にどのような形ならばいいとか、あるいはどんな時期ならば導入できるか、とかいうようなことについて協議するためのCD懇談会みたいなものをつくって、そこで議論した上で導入するならばいいよ、という御発言をいただいたものですから、その御発言に乗って53年の9月にCD懇談会を設置しました。

そこでいろいろな議論がなされましたが、依然として地方銀行は反対が多かったわけですが。しかしCDの導入については、金利自由化のなかでの必然の方向として、大蔵省はもちろんのこと、日本銀行も非常に熱望していたわけですが。そこで、地銀が反対しているならば、われわれもお手伝いしましょうということで、日銀さんも一緒になって個々の反対者を説得してくださるということだったわけですが、日銀の某局長が地銀の強力な反対論者の某頭取のところに説得にわざわざ行ったところが、強い反対に合って、もうそれ以来日銀は引っ込んでしまったわけですが。

それで、大蔵省だけが結局がんばってCDの導入をすることになったわけですがけれども、地方銀行の抵抗がかなり強くて、私はかなり強気の方だったんですが、さすがに私も一時はとてもだめかなと思ったこともあったんですが。しかし、ここでCDを導入しなかったらもう導入の機会を逸することになると思ひまして、決意を新たにしてい—吉田さんにも非常に御苦勞をあのころはいただいたと思いますが—CD創設の実現に向かって全力をあげました。最終的には地銀の出してきた条件をかなりのむ形でCDは実現されたわけですが。

地銀の出してきた条件というのは、金額を5億円に限ること、それから、発行限度

を自己資本の何%—10%か20%—かに抑えること、ということでしたが、地銀さんの条件を一応全面的にのみまして、それでやっとC Dが実現したわけです。ただ、C Dについては、実は外国銀行からも非常な要望があったわけです。そこで外銀に対して自己資本比率という条件は課せられないものですから、別途の比率で認めることにしましたが、相対的には外銀にとってかなり有利な条件になったと思います。このC Dを導入してから、外国銀行の日本の金融制度に関するクレームというのは、ほとんどなくなったと思います。

なお、その前に、在日外銀の支店長を全部集めまして、クレームがあるなら何でも言ってくれといって不平を聴いたわけです。店舗関係のクレームはほとんど全部すでにこなしてしまっていたわけで、残っていたのは資金調達面のクレームだけだったのです。それがこのC Dの実現によって、残されたクレームが全部解決されたわけで、それ以来しばらくの間いわゆる外圧というのはなくなっていたんじゃないかと思います。

それから、同じC Dですが、キャッシュ・ディスペンサーの意味でのC Dについては、10月ごろ先ほどこちと触れた住友銀行からC Dの営業時間延長の申し出がありました。これがたしか朝8時半から夜6時までだったと思うんですけども、これに対してほかの都市銀行がかなりクレームをつけて、そんな朝早くから稼働するのはけしからぬというようなことで足を引っ張ったわけです。ところが、10月の15日になって公取のほうから都市銀行6行に対して、そんなことで他行の足を引っ張るのはけしからぬという趣旨の警告がありました。そこで一転してC Dの稼働の時間延長が実現の方向に向かったわけです。実際には、確か妥協点として、朝8時半を朝8時45分から修正したと思います。

6. 大光相互銀行問題

徳田 これがC Dの導入の経緯ですが、実は関西相互銀行と住友銀行の合併の失敗ということから、相互銀行のあり方ということについて改めて相互銀行自身も、それから大蔵省としてもいろいろ見直しが始まったわけです。

54年になってから、相銀協では1月に相銀全体が一挙に普銀に転換することについて合意が行われてその意向の表明がありました。確かに関西相互銀行の合併の動きも

この問題意識の一つのあらわれだと思うんですけれども、相互銀行のままでこれから営業していくのは、現在の金融情勢のもとでは非常にむずかしくなっている。したがって一斉に全部普通銀行に転換したいという要望が54年1月になって始めて正式に出されてきました。これ以来実は、1年か2年の間、一現在でも尾を引いているわけですけれども一相銀制度をどうするかという議論が盛んに行われるようになったわけです。

ところが、そこで突発したのが大光相互銀行の裏保証問題です。これは実は53年の暮れに大蔵省の金融検査官がある金融機関に検査に行ったところが、帳簿を繰っているうちに大光相互銀行の保証で出している融資が見つかったわけです。その検査官はたまたま前に大光相互銀行に検査に行っていたことがあるんですが、その当時そんな巨額の保証があったという記憶がないんです。これはどうもおかしいということで、そのときは、余り大して気にもとめていなかったんですけれども、大蔵省へ帰ってきて調べてみたところ、やはりどうもおかしいということになったわけです。

そこで、いろいろ大光相互銀行の内容を洗ってみたところ、かなりの裏保証があることがはっきりしてきたわけです。これは大変だということで、きわめて秘密裏に大光相互銀行の中身を洗い出したわけですね。これは、裏保証ですから、帳簿があるわけではないので、全貌をつかむのには大変時間がかかったわけで、その金額が確か400億円近い金額だったと思います。それがあることがわかったのがもう2月の終わり、3月近くになってだったと思います。裏保証があるということは、すでにもう12月ごろにはわかっていたわけです。当時、たしか村山さんが大蔵大臣をお替わりになる直前だったと思うんですけれども、村山さんに申し上げて、「これは実は大変なことですよ。うっかりすると、大光相互銀行の取りつけ騒ぎになりかねないようなことなんです」、ということで報告をしたわけです。ここで大光相互銀行をつぶすと、大光相互銀行自体よりもむしろ長岡市の経済自体が大変なことになるおそれがある。つまり、大光相互銀行は一地方の相互銀行かもしれないけれども、大光相互銀行は長岡市の中小企業とは当然取引がきわめて密接なわけで、大光相互銀行がつぶれると、そこを取引先としていた中小企業は、翌日からもう資金繰りがつかなくなるし、当然出していた手形も不渡りになるだろうし、それが連鎖反応を起こすと、もう新潟経済全体が大変なことになる。当時は、まだ経済が芳しくないときですから、長岡経済がひっくり返ることはもう大変なことである、と思いました。村山大臣としても、これはも

う黙視できない、なんとかしなければ、ということで、地元経済に信用恐慌を起こさない方向でこれを收拾しようじゃないか、ということになったわけです。

そこで、きわめて極秘裏に銀行の中味を洗ったんです。つまり、大々的に検査官が行ったりなんかしますと、すぐばれるおそれがあります。とにかく、機密保持がきわめて大事なことだったわけですね。それで、なるべく外部にわからないような形で洗っていったわけです。洗った結果は、もうびっくりするような大変な額の簿外保証になってしまっていたわけです。そこで、非常に金額が大きいものですから、外部にちょっとでも漏れたら当然取りつけ騒ぎが起こるし、信用恐慌が起こるおそれがある。

2、3年前に愛知県の豊川の信用金庫で起こったことですが、女学生が電車の中で友達に冗談で話した言葉がきっかけになって、豊川の信用金庫に取りつけ騒ぎが起こったというような事例が現実にあるわけです。したがって、それはどうしても防がなくちゃいけないということで、事実固めをまずやって、事実が固まり次第、外部にゼったいわからない形でとりあえず安全ネットを張ろうじゃないかというのが銀行局の作戦だったわけです。

いま申し上げたように、その金額の全貌がほぼつかめるようになるのにほぼ3月いっぱいかかり、3月末近くになったわけですね。そこでいかに外部にわからないで安全ネットを張るかということについて昼夜兼行でわれわれは協議をしました。そこでまず一番安全な、しかも一番確実な安全ネットは、やっぱり都市銀行に頼むよりしょうがない、ということになりました。というのは、幸いにして大光相互銀行の株主になっている都市銀行が 確か4、5行あったわけです。その中の一番大株主が富士銀行だったわけです。そこで、まず真っ先に私は松沢さん（松沢卓二氏）のところへ行きまして、松沢さんに耳打ちをするようにして、実はこういうことがあるんですが、万一のときにはぜひお願いしますと言いました。松沢さんが「よし」と言って引き受けてくれたんです。われわれとしては非常にありがたいことでした。とにかく富士銀行がどんなことがあっても、がんばってわれわれに協力するというわけですから。これでまず安全ネットの最初の細いひもぐらひは張られた感じがしたわけですね。

そこで、次に、今度は株主である都市銀行に集まってもらったわけです。ただ、相手を広げれば広げるほど、これが漏れる可能性が多くなります。もうとにかく松沢さんに話した時点で、富士銀行がある程度の手は打ちますという約束だけはしてくれたわけです。富士銀行の前に、実は日銀にも話はしたわけで、日銀と富士が手を握って

くれるということで、まず第一の安全ネットを張りました。そこで、次に、株主銀行を呼んで、株主銀行だけで第二の安全ネットをつくってもらったわけです。そして、この段階で大体粗いネットができ上がって、もう大抵の場合はこれで防げるという心証を得、それから初めて実は相互銀行協会に話をしたんです。

それは、なぜかという、相互銀行協会で安全ネットを張るについては、実は相互銀行協会に保障機構という安全ネットの制度があることはあるんです。ところが、それを発動するためには、理事である相互銀行を全部全国から集めなくてはならないわけです。そんなことをしたら、当然マスコミに漏れます。したがって、われわれは安全ネット構築のはじめの時点において、初っぱなから相互銀行協会に話をもっていくわけにはいかなかったわけです。

次いで、相互銀行協会長の早坂さんに話をして、大阪でしたか極秘裏に相互銀行の理事10数行に集まってもらって、そこで保障協定をいつでも発動するという準備を取りつけました。それで、一応安全ネットの構築は全部でき上がったわけです。

そこで、これをいつ外部に発表するかということですが、有価証券報告書その他の関連で対外的に発表しなければならないタイムリミットがあったわけです。これが確か5月の25日でした。

実は、その前にすでにこれは司法上の、あるいは相銀法上、商法上の背任行為であるということがはっきりしていたものですから、検察当局にも当然事前に連絡しなければならないわけです。もう一つは、証取法上の、有価証券報告書に虚偽の記載がいままであったわけですから、証取法上の問題もあったわけですね。ですから、そういう意味では証券局にも極秘裏に話をして、証券局長と私とで警察庁と東京地検の両方に極秘裏に話しに行って、信用秩序保持、機密保持について十分お願いしました。

われわれは犯罪があることを公務員として知っていてだまっているわけにはいかないということでお知らせに来たわけで、本件についてこちらが発表するまで絶対外部に漏らしてもらっては困るということで、警察庁と地検には連絡しました。こうして一切の手はずをずっと整えていったわけです。それで、最終的に5月25日に、大光相互銀行は下期決算で22億円の赤字を計上せざるを得ません、ということを発表したわけです。同時に、5月30日に相互保障協定に基づく支援融資、200億円の融資も実行したし、それから、都市銀行からの融資も実行して、低利の融資も実行してもらったわけです。

若干話が前後しますけれども、実はその以前に、2重、3重の安全ネットのほかに、万一の場合には某相互銀行と合併をしてもらう、という約束も実は取りつけてあったわけです。これは結局実行しないで済んだわけですが、

それから、これまた話が前後しますけれども、こうなれば当然社長には退任してもらわなくちゃならないわけですから、その後任にだれを持っていくかということもまた、きわめて極秘裏に決めなければならないというわけですね。これもうっかり外部の人を頼んで漏れたりなんかすると困るわけですし、都市銀行や相互銀行協会からの援助を取りつける関係もあって、ここはやはりM O Fか日銀の人を置かなくちゃならないということで、M O F、日銀から人選をしたわけです。ただ、これはまさに、越後から米つきという話ではなく、逆に越後へ大変な米つきに行く話ですので、大変気の毒な仕事をやっていただくので人選には大変な苦勞をしました。その意味で、大石君（大石幸一氏）が行ってくれたということは、大蔵省としては大石君に大変な借りがあり、銀行局としても大変大石君に感謝しなくちゃならないことだと思っています。

そういうお膳立ては、5月25日の発表前に極秘に全部やらなければならなかったわけで、3月を過ぎたら、本当にわれわれは毎朝朝刊を見るのがこわくて、いつ抜かれているかいつ抜かれているかと、びくびくしながら2カ月を過ごしたわけです。よく漏れないで済んだと思います。

実は、5月25日に新聞発表すると同時に、当然取り付け騒ぎがあることを予想して、各支店に掲示する貼り紙とそれから、お客さんに配るビラは用意しておいたわけです。大光相互銀行について赤字決算等いろんな問題があるけれども、絶対心配要りませんということをそれに書いて、大蔵、日銀、それから都市銀行全部、それに相互銀行協会が末尾に連名した貼り紙と何万枚かのビラを用意したわけです。ただ、これも市中の印刷屋に頼んで外部に漏れるといけないというんで、わざわざ印刷局に頼んで印刷局で極秘に印刷してもらいました。またそれを支店に持っていくのにも、支店の職員自体はまだ何も知らないわけですから、銀行の職員に持って行かせるわけにいかないので、大蔵省の職員に運ばせるといったぐあいに、その機密保持のために大変な知恵を、ちょっと推理小説を読むような、ある意味では完全犯罪的な知恵をじぼって、方策を考えたわけです。おかげで、機密保持は完全にできました。予想される預金の引き出しについても当然日本銀行と連携して、各店全部に日銀券をつんでおいたわけですが、予想したような急激な預金の引き出しはなくて済んで、本当によかったと思い

ます。

いまにして思えば、ある意味でこの時点にばれたということは、それから4、5年後にばれるよりはるかによかったのではないのでしょうか。というのは、当時は各金融機関とも経理に若干余裕があったんで、都市銀行も相銀協もこういう無利息あるいは、低利の融資に踏み切ってくれたと思うんです。ところがいまですと恐らく、とても他行にお願いはできなかったと思います。事実、現にいま、都市銀行はみんな早く返せ返せと大光相互銀行にせっ突いているわけです。もうお前のところどころじゃない、おれのところの方が大変なんだといって、いま相互銀行、それから株主の都市銀行からも大光相互銀行に対して大分厳しい取り立て申し入れがあるようで、いまだったら54年にやったようなことはできなかったかもしれませんね。だから、それだけに今後の問題として、預金保険を一現在限度300万円、アメリカは現在限度10万ドル、2千数百万円なんです—2000万円まで一挙にいくのは無理にしても、せめて早く1000万円ぐらいの線までに引き上げることを考えていただいた方がいいと思いますね。

それから、こういう救済策については、アメリカでは預金保険機構がいっしょに kanssa やるわけですね。御承知のとおり、たとえば資金量200億円の銀行がつぶれて保険金を200億円払わなくてはならないという場合には、200億円以下の金を持参金として持たせるから、この銀行と合併してくれる銀行がないかと探すわけです。そしてその金を持参金として持たせる。しかもその金を入札で決めるというシステムがあるわけです。ですから、現実にはたとえば去年アメリカで経営が危機に瀕した銀行が40ぐらいあったらしいんですけども、現実には保険金を支払ったのは1割ぐらいしかなく、あとの9割は合併吸収させているわけです。大光相互銀行のときの経験にかんがみると、預金保険機構をもっと充実することが必要じゃないかという気がします。

7. 複利預金の構想

徳田 それから、実は金利自由化を推進するため、新商品という形でCDと新種預金（「複利預金等」）が金融制度調査会の53年の中間報告で、はっきり打ち出されました。その中でCDの方は前に申しましたように実現されました。しかし、表面に出なかったけれども、もう一つ重要なものに、「新種預金、複利預金」という動きがあります。

当時銀行局は郵便貯金の動向を非常に問題にしておりました。個人預金に占める郵便貯金のシェアが猛烈な勢いで上がってきて、このまま放置すれば、やがて3割、4割になってしまう。これは、自由主義経済として大きな問題ではないかということを経早くから指摘していたわけです。これは、なにも個人が首に縄をつけられて無理やりに郵便貯金をさせられているわけではない。個人は郵便貯金に魅力があるからそれに向かっているわけで、したがって、民間金融機関もこれに匹敵するような魅力ある貯蓄手段を打ち出して、それで戦うべきじゃないか、それから先の判断は国民に任せるべきじゃないか、という考え方を当時の銀行局はとっていたわけです。

そこで郵貯対策としてあなた方は、定期預金に対抗できるような新種預金を導入しなさいということをおれわれは早くから言っていました。当時都市銀行は、当然のことながら、すでに信託あるいは金融債、さらに、郵便貯金、証券等を相手に都市地域で一生懸命に戦っていますから、好むと好まざるとにかかわらず、魅力ある商品を持たなければシェアが落ちてくるということは身にしみてわかっていたわけです。ところが、地方銀行の方は、そういう危機感が全くなかったわけですね。現実には、地方銀行が郵貯の脅威に初めて気がつくのは、55年のグリーンカードの論議によって個人預金も郵貯に向かって大シフトしたことがあってからだったと思うんです。それから以後は地方銀行でも盛んに郵貯郵貯と叫んでいます。しかし53、4年ごろは、郵貯の脅威を幾ら銀行局が叫んでも、地方銀行その他の民間金融機関にはまだわかってもらえなかったわけです。

そこで、大蔵省としては複利預金、つまり定期預金に似た半年複利の預金を提案したわけです。これは銀行局が提案したわけです。たとえば、仮に3年定期のような新種預金を提案しますと、これに対して当然これと競合する長期信用銀行であるとか、信託銀行であるとか、証券とか、あちこちが反対するわけです。そういうところは、長期のお金を出すわけですから競合するんです。

ところが、当時の複利預金というのは定期貯金とほぼ類似のもので、期間は原則として5年、リボルブすれば10年まで延びる預金であったわけです。金利は複利で、ここが郵貯とデリケートな関係にあるんですが、2年ぐらいまでは郵貯より少し有利、しかし、2年を超えると定額貯金よりほんの少し落ちるという関係になります。郵政省といろいろ折衝した結果そうなったわけで、郵政省は郵便貯金というのは2年以上はわしの方が有利に、2年以下は民間が有利にというのが憲法だと称して、これを絶

対譲らないわけです。したがって、この憲法の改正まではいかないが、しかし、ほぼ改正すれすれと言ってもいいような金利構成であったわけです。そういう複利預金を大蔵省で考えまして、しかも税制上もこれまた郵貯と同じものに実はしたわけです。実はこの点で大変われわれは苦勞したんです。

マル優制度というのは、元利を合わせて300万円までが非課税なんですね。たとえば貸付信託なんかも当時そうだったわけですね。ところが、郵貯は元本が300万円であればあと金利は限度枠以外になりますから、たとえば300万円の元本を10年間郵貯に置いておき金利を1割ぐらいもらおうとすると、10年たって元利合わせて600万円もらえるわけですね。いまの日本のマル優制度というのは、限度300万円というのは利息も入れて300万円なんです。ですから、複利で元加していくと、最初の元本は250万円ぐらいしか預け入れできないわけです。当時の貸付信託というのは、半年複利ですから、元本は250万円ぐらいしか設定できないわけです。5年たって300万円ぐらいになっちゃいます。しかし最近できたビッグとかワイドは、実は定額貯金方式をとっているわけです。つまり、最初から300万円元本として入れちゃって、複利で計算して、5年たってこれが450万円になったら、450万まるまる非課税のままもらえるというのが、ビッグとワイドなんです。ですから、これは定額貯金方式なんです。

実を言うと、銀行局が複利預金を提案するときに、これを定額貯金類似のものにしようということで、主税、国税に話しまして、定額貯金方式、いまでいうビッグ、ワイド方式を採ることについて了承をとったわけです。これは実は税法上非常に画期的なことだったんです。つまり、税法上も定額貯金と全く競争力の同じ商品をそこで銀行局が苦勞してつくったわけです。しかも、本来ならば反対する長期信用銀行とか信託銀行の反対も全部抑えこんだわけです。ところがこれをいよいよ実施しようとしたら、思いがけないところから反対が出たわけです。これは後ろから鉄砲を打たれた感じでしたが、地銀に反対されたんです。当然預金銀行にとって非常にいい武器であるのに、つまりいまのビッグ、ワイドと同じように、利息まで含めて非課税にするという方式の大変魅力ある商品であったのかかわらず、地銀が猛烈に反対したわけです。

そこで、地銀協会に私も何度も足を運んで説得したんですが、ついに地銀が納得しないんです。この複利預金は信用金庫も賛成したんです。相互銀行も強いて反対しない。にもかかわらず、ついに地銀の反対のためにこれはつぶれてしまったわけです。非常に残念なことです。つまり、期間が実質5年か10年の預金でしかも、現在のビッ

グ、ワイド方式という税制上大変な特例を持った預金として世に出る寸前まで行って、当然この預金の受益者だと思っていた地銀という預金銀行の反対によって、これがつぶれてしまったわけですね。

舟山 後日、横浜銀行が言い出してきたんですが、期日指定とかいうのは。

徳田 そうです。

吉田 グリーンカード以後ですね。

徳田 それは、グリーンカード論議で郵貯への大シフトがあって、そこで目がさめてやっと言い出したわけです。いまから考えても、複利預金を長期信用銀行や信託がよくのんだと思ううんです。期間10年ですからね。それができる寸前まで行っていたのに……ある意味では非常に残念です。

吉田 そのときに期日指定定期の芽が出ていたわけですね。

舟山 複利預金は、だれが考え出したの。

徳田 それは銀行局が考えたんです。

舟山 商売人はだしじゃないですか。

徳田 そうなんですよ。何とかして定額貯金と同じ競争力のあるものをつくりたいと思って考え出したわけです。

吉田 確か、マル優の場合には300万円をちょっとでも超すと全部課税の対象になる。

徳田 全部課税になっちゃう。

吉田 限度超過した分だけが課税の対象じゃなくて、根っこから課税の対象になっちゃう。マル優の特典が全部飛んでしまうわけですね。

徳田 それまでがそれだったわけですね。それを複利預金の構想では、定額貯金と同じところまでもって行く了承を初めて取りつけたんです。

8. 地震保険

徳田 それから、6月に保険審議会が生命保険制度と地震保険制度について答申をして、これは貝塚（敬次郎氏）保険部長にいろいろやってもらったんですけれども、いままで地震保険というのは全損じゃなかったら払えなかったのを、分損でも払うようにしたんです。これは宮城地震が契機になったんですね。

9. 実現を見なかった貸金業規制法

徳田 それから、6月の20日に銀行法改正についての最終的な答申—4年か5年かけた答申—が御承知のとおりでたわけです。

それから、貸金業規制法に触れなければなりません。54年に入ってからようやく各省庁の意見を取りまとめて貸金業規制法案を起案しました。去年法律が通りました貸金業規制法（昭58.5.13法32）とほぼ同じものが、そのときにでき上がったわけです。このときは綿貫先生（衆議院綿貫民輔氏）が大変に尽力されまして、大蔵委員会付託直前まで行ったわけです。しかし最後に国会で流れてしまったのは、実は金利規制の問題でした。つまり、それまで101%だった金利を70%、50%と下げていくという規定を盛り込んだわけですが、これについて業界から猛烈な反対がありました。また、野党の方からは逆にもっと下げろという反対もありまして、金利下げに対する反対と、下げ足りないとする反対の中でもみくちにされまして、残念ながら貸金業規制法は流産してしまいまして、その後ようやく去年それが成立したわけです。非常に残念だと思うのは、もしこのときに法案が通っていれば、いまごろはすでに最高金利規制は50%まで下がっていたはずなんです。法案が通らなかったばかりに、それから4、5年の間100%で来ちゃったわけですね。ですから、その間に恐らくサラリーマンは何兆円という金利をよけいに払わされたと思うんです。

それから、例のひどい取り立て行為に悩まされて、一家心中とか自殺といった悲劇が起こる、あるいは過剰貸付の問題があります。それはあのときに規制法が通ってれば、恐らく起こらなくて済んだと思います。

10. 大光相互銀行問題と相互銀行のあり方

徳田 話は前後しますが、さっき言った大光相互銀行問題に関連して、なぜ大光相互銀行を救ったかという点についてですが、第1は、戦後初めて銀行という名前をかぶせた金融機関が倒産して預金が払えなくなるとすると、金融秩序に与える影響は無視できない。特に相互銀行全体に国民が不信感を持つんじゃないかと考えたんです。例の関西相互銀行の問題に関連して、相互銀行に対するいろんな問題意識が高まっていることでもあるし、相互銀行自体に対する国民の不信感が高じて由々しい連鎖反応が起

くることを、絶対に防がねばいかぬということが一つ。それから、2番目は、さっき言ったように、地域経済に与える影響、特に中小企業の経営面に甚大な打撃を与えて、たとえば長岡市の経済が破綻してしまうんじゃないかという問題。それから、3番目に、日本経済がようやく回復軌道に乗りかけたときに、これに水を差すことが問題ではないかということ。こういった考え方から種々対処をしたわけです。

ただ、われわれは大光相互銀行は実際にはつぶれたと考えていいと思うんです。経営者が全部入れ替わったわけですから。残ったのは預金者と取引先の中小企業と従業員が残ったわけです。だから、銀行はつぶれたも同然です。しかし、国家的なあるいは地域経済的な見地から残さなくちゃならないものが残ったんですが、もとの大光相互銀行はつぶれたと考えていただいてもいいんじゃないかと思います。

舟山 いまはどうなっていますか。

徳田 いまは順調に回復しています。

舟山 計画どおりに……。

徳田 はい。計画より若干上回った線で回復に向かっています。というのは、いわゆる

6.1 国債を抱くことによって、大変利回りが高い商品ですので、当初の予定より運用利回りが高くなりましてね。

舟山 そんなに隠密作戦だったということは知りませんでしたな。外にいたらわからない……。

徳田 大変に苦心をしました。だから、相互銀行協会になぜ早く言ってくれなかったんだと文句を言われたけれど、これはあらかじめ局内部で話し合っ、文句を言われたとしてもしょうがないということに決めていたんです。というのは、さっき言ったように、相互銀行協会に話したら必ず漏れますし、事実、新聞発表の前日なんかにもれたのは、実は XXXXXXXXXX がちょろっとしゃべって漏れたんですよ。やっぱり最初に相銀協会に言わなくてよかったなということになったんです。

それから、この問題をめぐって、もう一度相互銀行のあり方をどうするかということが議論になったわけです。その中で幾つかの案が考えられました。合併転換法を使って上位のものからどんどん普通銀行に転換させようじゃないかという案があります。けれども、これをやっちゃうと転換できなくて残った相互銀行というのは、悪いものだけのかたまりだというふうに見られるということで、それはとてもとり得ないということになったわけです。

そこで、相互銀行が提案してきたのは、それじゃ相互銀行法をそのままにしておいて、相互銀行の称号から「相互」の2文字を削らせてくれないかと、こういう案だったんです。つまり、相互銀行の「相互」の2文字があるために銀行と相互銀行—同じ「銀行」でありながら—に対する社会一般の人の持つイメージというのが全く違うわけですね。また、相互銀行自体も大変なコンプレックスを持っているわけです。それから、手形の支払場所なんかでも、相互銀行という支払場所の手形だと、余り受け取ってくれないというようなこともありまして、そういうことであるならば、とりあえず、「相互」の2文字を取るということならいかがであろうかと言ってきたんです。大蔵省としても、そうしたとしてどこかに迷惑をかけるところがあるかといろいろ考えてみたけれども、そう弊害はなさそうだということになり、じゃそれでいこうということで、実は金融制度調査会に一応持ち出すことにしたわけです。

大須 「期日指定定期」は、その最初の半年複利定期のお考えから、いわば、だんだんと成長して出てきたわけですか。

徳田 そうでしょうね。あれをモデルにしてというよりも、逆に言えば、ああいう長期のものを改めて持ち出すわけにはいかなかったというわけでしょうね。その後の「期日指定」は実質は3年までいきますけれども、一応2年ですからね。

大須 それから、CD（譲渡性預金）につきましては、日本独特の方式でスタートしております。つまり、指定債権の譲渡という形で。これについては、外国の考え方からすれば、もっとはっきりと譲渡性を与えた方がいいんじゃないかというような主張もあるようですが、相当いろんな議論があったんでしょう。その辺の御記憶で何か印象に残っていることがありませんでしょうか。

徳田 これもやはり、なるべくいろいろな制限をつけたい、という地銀からの要望がかなり背後にあったと思います。要するに、余りやりたくないということです。しかも、そのときにもう一つ条件をつけたんです。これも地銀の要望ですが、都市銀行に対して地方公共団体からCDの注文をとらないようにという要請をしたんです。都市銀行に対し大蔵省が。そこまで丁寧に地方銀行の意向を組み入れ条件を申し入れて、やっと地銀が了解してくれたわけです。

吉田 CDの具体案ができましたのは、53年の末（昭53.12.27「金融制度調査会におけるCDの具体案に関する検討結果」）でした。それから翌年の春ごろでしたですね。私、文書課長をやっていたときで、金子大臣と省議をやっていた席上でいま合意を得

ましたということで、銀行局長が御報告に来られたのを覚えております。金融史上画期的なことをごぞいますという御報告をされたと記憶しています。

徳田 まさに画期的なことでした。わが国金融史上初めての金利自由化の商品ですから。ただし、僕は相当強気のつもりだったんですが、一時はもうとてもだめかと思うぐらいの反対が強かったですよ。

吉田 そのときは、CDに譲渡性をつけると有価証券になっちゃう。有価証券になっちゃうと、証券界もそういうものを取り扱うから困るというような、そんな次元までは至らないで、地銀の反対、つまりできるだけ制限的なものにしてほしいという、そういうような段階だったんでしょうかね。

徳田 そうです。

11. 公共債の窓販・ディーリングについて

吉田 窓販についてですが、ずいぶんいろいろないきさつがあって、答申でああなったわけですけども、そこら辺のことで特に何かございますでしょうか。

徳田 窓販の経緯は御存知のとおりですけども、いわゆる谷村論文が出ましたね。僕は谷村さんと何回かそのときにお話ししたんですけども、あの方はもっぱら学問的な、純理論的な見地であれをお書きになったんで、政治的な背景は何もないんですね。それだけに、こちらもいささか扱いがつかったわけです。

ただ、国会で証券局長と僕とが並んで答弁させられたことがあるんですよ。窓販についてどう考えるかという質問です。そのとき僕は、窓販というのは銀行法上いままでの経緯から当然読めることである。それから、国債管理政策上これを実施すべきかどうかということは、もっぱら国債管理政策の観点から判断すべきものである。つまり、現行法上これはできるということと、実施するかしないかは、もっぱら国債管理政策として考えるべきことだということで、2人並んではば同じことを答弁したと思います。意地の悪い先生でね、証券局長と2人で並んで答弁させられた。

だから、銀行局としては、終始一貫銀行法で読める、窓販はできる、という立場でした。

大須 当時、もし窓販が実現しておったら、つまり、いまは公共債であっても証取法で認可をして、いろいろ業務報告書をつくってやるということになりましたが、もし徳

田局長のときに窓販が確立しておったとすると、もちろん法律ではそうなっておりますけれども、当時もしやっておれば、そういうことは銀行法だけで処理できたというような感じなんでしょうか。

徳田 まあ、そういうつもりでいましたがね。

大須 ディーリングになるとちょっとむずかしいですか。

徳田 ディーリングはちょっと問題でしょうね。

それから、これは実は顧客の書面を、注文を受けてやればできるという条文が銀行法にあるでしょう。あれは意識的にそのとき言わなかった、僕は。というのは、あれは本当はずるく生かせばかなり生かせる条文だと思ったからです。あれをうっかりしゃべっちゃって、法改正のときに削られたりしちゃうと困るからと思って触れていないんです。いまあの条文をよく読み直したほうがいいと思いますよ。

大須 あれは何か特定少数を意味するんで、不特定多数になると書面でもだめだというふうに解釈して、特定少数をかなり限定的に証券局では解釈しているようですね。

徳田 だから、そこをよく読んで、そっとしておいた……。

12. 国際化と金融行政

舟山 今後の行政の手続きの面についてですが、アメリカ側の要求をある程度こっちも容認するとした場合に、金融制度調査会との関係がありますね。余り大蔵省側がのみ込んで、金融制度調査会に不義理したら顔を若干つぶすことになる場合もあるだろうし、かといって金制調に相談して、その結果を待って返事するというわけにもいかないし……。

徳田 確かに、行政がどこまで仕切るかという問題がありますね。

吉田 もう一つは、制度の根幹にかかわるようなものは、もちろん金融制度調査会にお諮りしなければいかぬことになると思いますね。しかし、根幹にかかわる制度問題ではない、何かすれすれみたいな問題もずいぶんでくるんじゃないかなあという感じがしますけれども。

舟山 そのときに調査会がまとまりが悪いと、また、……。

吉田 アメリカ側はそういうのを延引策ととる傾向が強く、こちらが誤解される。やりにくい点ですねえ。

舟山 しかし、気骨ある金融制度調査会だったら、嫌だといって、蹴るでしょうね。

吉田 少なくとも調査会には御報告しながらやっていくようなことになるんじゃないでしょうか。

徳田 本当にアメリカと金融界のニーズというのを至急僕は探らせた方がいいような気がするね。バンカメの会長とかシティーコープのリストンが何言っているのか、何考えているのか。役人だけ、政府の連中だけが頭で考えたことを持ち込んでくるのではかなわぬですもんね。

吉田 内海公使なんかの話を聞きますと、財界からは全部御用聞きに来ている点もあるんですね。ヒヤリングしてきているんです。もう一つは、財務省独自のピュアリー・セオリーとといいますか、独自の論理—政府としての別の論理—を持っていて、これを振り回すことがあります。いわば民間の声を聞いているだけじゃないというところがあるようですね。

徳田 それだったら、ちょっと話が違う。理論闘争だったらね。

吉田 レーガン政権の理想をとにかく旗に掲げているようなところがあるんですよ。

徳田 それはそうですね。だから、今度の金利の自由化だって、「フェアネス」とか何とか言っているわけですからね。

吉田 規制を緩和するとかですね。

徳田 それは相互主義の問題になっちゃうんで、ちょっと筋が違うんじゃないかと思いますね。これはもう内政干渉になる。

吉田 昔だったら相当の内政干渉です。それだからこそ尊皇攘夷論みたいな議論が起きるわけです。

徳田 そういう議論を新聞なんかに書かせることはどうなのかしら。

舟山 現役の人たちは大変ですな、いまいろんな問題があって。

徳田 しかし、ちょうどいいときに総務審議官制度ができたですね。

吉田 いやいや……。

それからもう一つ、アメリカの発想というのにはやっぱり、まさに制度慣行に関するんですけども、直接金融で育ってきているというところがあります。要するに、企業も自己資本貯蓄があるという形になっていますが、日本はやっぱり間接金融中心でずっと、少なくとも戦後の資本不足の環境の中でこれだけの高度成長をやったわけです。彼らは、そういう日本の金融制度はいまや効率的ではないという言い方をして

いるわけです。非効率である、だから自由化だと、こういう言い方をしているんです。少なくとも日本のこれだけの高度成長を支えたのはやっぱり間接金融であって、それが非効率ではなかったということは言えると思うんです。

それからもう一つは、金利の自由化もさることながら、アメリカのいまの高金利というのは、一つは財政赤字があるというけれども、高金利の時代に自由化が行われることによって高金利が下支えされているという意見が財界なんかでもかなり持たれています。そこで、たとえば自由化のタイミングなんかも、そういう経済・金融情勢を見定めながらやらなきゃならないわけで、こういう点をお願いしまして、銀行局長にぶつけていただいたわけです。そういう点も考えていかなきゃいかぬということですね。

舟山 大沢商会の倒産で、早速それみたかなんて銀行が言ったりしています。だから、1930年代の初めに、向こうがああいうふうに銀行と証券を分離した事情なんかも、やはり振り返ってみる必要がありますね。

吉田 それと、万が一、民主党政権に替わったりして、またころっと意見が変わるとしたら、弱いなあという気がします。いま余りにも気負い過ぎている、そういう点もあると思うんですね。

徳田 いずれにしても、こっちがうっかりしたことを引き受けると、国内の金融機関に対する現実問題の処理がありますから、これから大変ですよ。

吉田 ええ。

舟山 新聞記者の書いたものなんか見ると、金融混乱が起こったって、預金保険機構で処理すればいいじゃないかというようなことを簡単に言っているけれど、そういうことでおさまるのかなあと思いますけど。

本日は、どうもありがとうございました。

—了—